

## Ⅱ 日常の教育活動

### 1 社会人としての心構え

#### (1) 基本的なマナーや生活習慣

社会人とは	<p>社会人とは、仕事を通じて社会との関わりの中で生活しながら、自身の役割を担い生きる者のことをいう。具体的には、学校や家庭から自立し、自ら働いて得た収入で生計を立てることが想起されるが、働いて収入を得るということは、同時に自分が関わった仕事の結果に対して大きな責任を伴うものであり、場合によっては組織全体の評価や信頼にまで影響を与えることがある。</p> <p>新任教員は、教員である前に一社会人として自身の責任の大きさを自覚し、基本的な知識やマナーを身に付けた上で行動する必要がある。</p>
身だしなみ	<p>清潔感があり、相手に不快感を与えない服装が基本であるが、TPOに応じた使い分けが必要である。出勤時、授業、学校行事、出張等、その場に応じた服装を心掛ける。髪型や靴、装飾品についても同様である。</p>
挨拶	<p>挨拶は社会人としての基本であり、相手との人間関係を築く重要なものである。挨拶の仕方一つで相手への印象は大きく変わるため、相手の顔を見て、立ち止まって明るく元気に行うことが重要である。</p> <p>例：出勤時の「おはようございます」、退勤時の「お先に失礼します」、来客者への「こんにちは」、「お世話になっております」、外出時の「行ってまいります」、戻ってきた時の「ただいま戻りました」等</p>
言葉遣い	<p>相手によって正しく敬語を使い、配慮や心遣いを示すこと。その時々々の流行語や乱暴な言葉は慎む。常に周りから見られていることを意識し、特に児童生徒に対しては、手本となるような言葉遣いをすることが必要である。</p>
時間管理	<p>出勤の際は、時間に余裕をもって出発し、万が一遅れる場合、または当日休むことになった場合は電話等で速やかに連絡すること。</p> <p>出張の際は、相手の業務や準備を考慮し、約束の時間より早く着きすぎないようにすること。</p>
スケジュール、タスク管理	<p>教員の業務は、学級や学年の業務、校務分掌等、多岐にわたっている。しかしながら、そのほとんどの業務には期限があるため、順序立てて効率良く対応していく必要がある。時には複数の業務が重なることも考えられるため、スケジュール帳やメモを用いて、期限やタスクを記録し、優先順位をつけながら抜け漏れがないように業務を行うべきである。また、児童生徒への対応の中には、予期せぬものがあるため、常にゆとりをもって仕事を進めるよう心掛けるとよい。</p>
個人情報 の管理	<p>教員は業務上、児童生徒や保護者等に関する様々な個人情報等を取り扱う。当該情報の管理の重要性を認識するとともに、電磁的記録であるか、紙媒体による記録であるかを問わず、取扱や言動等には十分注意する必要がある。</p>
書類の管理	<p>学校では日々様々な書類が配られる。机上が整理されていないと、作業効率が悪くなるだけでなく、書類を紛失して個人情報等を流出させてしまうということになりかねない。常に整理整頓し、どの書類がどの場所に保管してあるか分かるようにしておくこと。</p>

## 電話の対応

電話は外部との窓口であり、電話対応により、学校の印象が左右される場合がある。相手の顔が見えないからこそ丁寧な対応が必要である。

<p>①電話をかける時</p> <p>ア 事前準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・話す内容をまとめたメモや資料を準備</li> </ul> <p>イ 相手が出たら</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明るく挨拶をして名乗る（学校名と氏名）</li> <li>・取り次いでほしい方の名前を伝える</li> </ul> <p>ウ 用件を伝える</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要領よく話す</li> <li>・始めに要旨を伝える</li> <li>・本題に入る（5W1Hを意識する）</li> </ul> <p>エ 話が終わったら</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な挨拶</li> <li>・静かに受話器を置く</li> </ul> <p>補足</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相手が不在の時はかけ直す →相手の都合を聞く→伝言を依頼する</li> <li>・途中で切れた時→かけた方からかけ直す</li> <li>・時間帯の考慮→相手の昼食時間や就業時間を意識する</li> <li>・不必要な話や長電話は控える</li> </ul>	<p>②電話を受ける時</p> <p>ア 事前準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メモと筆記用具を準備</li> </ul> <p>イ 電話が鳴ったら3回以内に出る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遅れたら「お待たせいたしました」と一言</li> </ul> <p>ウ 受話器を取ったら名乗る（学校名と氏名）</p> <p>エ 相手を確認する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織名と名前を伺う</li> </ul> <p>オ 礼儀正しく</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誠実な対応→顔が見えなくても態度は伝わる</li> </ul> <p>カ 用件を伺う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5W1Hを意識して、メモする</li> </ul> <p>キ 取り次ぎは素早く</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名指しの人がいれば、「〇〇ですね（「先生」などの敬称は抜く）。少々お待ちください。」等と言い、取り次ぐ</li> </ul> <p>ク 話が終わったら</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相手が電話を切ってから、静かに受話器を置く</li> </ul> <p>補足</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・返答に時間がかかる時→こちらから折り返しの電話を提案（相手の意向を聞く）</li> </ul>
---	--

## メールの送り方

仕事上の通信手段として、パソコンでのメールのやりとりは高い頻度で利用される。携帯電話等を用いた私的なメールと違い、学校から発信することを意識し、以下の点に留意して利用すること。

### ① 件名

用件が簡潔に分かるようにすること。

### ② 宛先

- ・T O 直接対応する相手。
- ・C C T Oに入れた宛先以外にメールの内容を知ってほしい相手。
- ・B C C 情報を共有したいが、宛先を隠したい相手。  
(T OやC Cで送る相手には見えない。)

※ 個人情報の取扱いに留意し、メールアドレスを共有していない複数の相手方に一斉送信する場合などには、必ずB C Cを利用すること。

### ③ 本文

本文の構成は、以下を参考にすること。

- ・宛名（所属名、職名、氏名、敬称）
- ・挨拶（「いつもお世話になっております」、「はじめまして」等）
- ・自己紹介（所属名、職名、氏名）
- ・用件（メールの目的が分かるように簡潔に）
- ・結びの言葉（「お手数をおかけいたしますが、どうぞよろしく願いいたします」等）

※ 適度に改行を用いて、相手が読みやすいよう配慮すること。

※ 送る前に必ず読み直して内容を確認すること。特に宛先や添付ファイルについては、複数人で確認する等、細心の注意を払うこと。

④ 署名（所属、職名、氏名、住所、電話・FAX番号等）

## 良識ある生活

公務員として、自身が果たすべき役割を自覚し、法律や規則を守ったり、交通安全に留意したりする等、良識のある生活を送ること。勤務時間以外も、常に児童生徒の手本となるような生活を心掛ける。

## (2) 組織で働く一員として

### 互いの尊重

職場では、様々な性格や考え方、経歴をもった幅広い年齢層の人々が集まり、それぞれの個性や能力を発揮しながら仕事に励んでいる。こうした環境で互いの立場を理解し、人格を尊重し合いながら、協力して仕事をするのが大切である。

中には自分と異なる意見をもつ職員もいるであろうが、自分の意見を述べつつも、他者の意見にも耳を傾け、組織全体の方針に沿って協力関係を維持していく必要がある。

### 報告・連絡・相談

仕事は自分だけで完結するものではなく、チームワークで成り立っている。報告・連絡・相談を行うことで、ミスを事前に防ぐことができたり、チームの連携を強化できたりするため、円滑な業務遂行や職場環境の活性化においては必要不可欠なものである。

○ 報告のポイント

- ・児童生徒の事故やけがについては、小さなことでもすぐに上司に伝える。
- ・悪いことほど早く伝える。
- ・指示された仕事が完了した時だけでなく、途中経過も伝える。
- ・話す前にまず内容を整理する。結論→経過や原因の順で話すとうい。

○ 連絡のポイント

- ・自分の意見や見解は含めず、事実や決定事項について伝える。
- ・簡潔かつ迅速に知らせる。

○ 相談のポイント

- ・何についての相談か、一言述べた上で話をする。
- ・状況を分かりやすく伝える。
- ・判断を丸投げするのではなく、自分はこう考えている、という意見をもつ。

### 積極性

採用されてしばらくは、上司や同僚から指示を受けることが多いであろうが、受け身になるだけでなく、何事にも積極的な姿勢をもつことが必要である。そうすることで周りから意欲や向上心があると評価され、仕事を任せてもらえるようになり、自身の成長に繋げることができる。

### 健康管理

帰宅後や休日はリフレッシュの時間をとる。教員の仕事は多忙であるため、疲れを溜めないように、睡眠や栄養をしっかりとることで、勤務日に備えるのが望ましい。

また、家族や友人と過ごす時間、自分なりの趣味等も大切にし、息抜きすることで、気持ちを新たにして前向きに出勤日を迎えることができる。

仕事に一生懸命取り組むことと同様に、私生活も大切にして、ワーク・ライフ・バランスを意識しながら生活すること。

## 2 学校について

### 学校の定義

学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校をいう。（学校教育法第1条）

学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。（教育基本法第6条第2項）

### ※学校以外の教育施設等

#### <幼稚園と保育所及び幼保連携型認定こども園>

	幼稚園（参考）	保育所	幼保連携型認定こども園
根拠法令	学校教育法	児童福祉法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）
定義	学校	児童福祉施設	学校及び児童福祉施設
所管	文部科学省	こども家庭庁	こども家庭庁
目的	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健全な成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。（学校教育法第22条）	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする。（児童福祉法第39条第1項）	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健全な成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。（認定こども園法第2条第7項）
教育・保育内容の基準	幼稚園教育要領	保育所保育指針	幼保連携型認定こども園教育・保育要領
資格・免許	幼稚園教諭	保育士	保育教諭（幼稚園教諭＋保育士）

#### <専修学校と各種学校>

**専修学校**とは、学校教育法第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として、

- (1) 修業年限が1年以上
- (2) 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上
- (3) 教育を受ける者が常時40人以上

で組織的な教育を行う学校をいう。（学校教育法第124条）

**各種学校**とは、学校教育法第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（他の法律に特別の規定があるもの及び専修学校を除く）をいう。（学校教育法第134条）

## 学校の性格

### (1) 教育の公共性

法律の定める学校は、公の性質を有するものである。（教育基本法第6条第1項）

### (2) 公教育の中立性

#### ① 政治的中立性

法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。（教育基本法第14条第2項）

※義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法

※政治的行為の制限（地公法第36条）

※公立学校の教育公務員の政治的行為の制限（教特法第18条）

#### ② 宗教的中立性

国及び地方公共団体が設置する学校は、特定のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。（教育基本法第15条第2項）

※政教分離（日本国憲法第20条第3項）

### 3 教育課程

<b>教育課程は 学校の教育計画</b>	教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画である(各校種「学習指導要領解説総則編」)。学校においては、法令及び学習指導要領の示すところに従い適切な教育課程を編成する。
<b>教育課程編成 の原則</b>	教育基本法及び学校教育法、その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従い、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、児童生徒の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮した適切な教育課程の編成が求められる。
<b>編成の主体は 各学校</b>	適切な教育課程の編成に当たっては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成を目指すことが大切である。教育課程は、学校の長たる校長が責任者となって編成するが、学校は組織体であるから、全教職員の総意を結集していく必要がある。
<b>学校の教育 目標の設定</b>	学校の教育課程は、それぞれの学校の教育目標の具現化を目指して編成される。学校の教育目標は、法律で定められている学校教育の目的や目標を基盤とし、学習指導要領に示す各教科等の目標やねらいの実現を前提とするとともに、教育委員会の規則や方針等に従い、地域や学校の実態等に即して設定する。 教育目標の設定に際しては、校長をはじめとする全教職員の考えが反映されているものの、教育的な価値が高く継続的な実践が可能なものとなるように、十分配慮する必要がある。
<b>指導計画の 作成</b>	教育課程を実施するには、各教科等について、学年ごとあるいは学級ごとに指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を具体的に定める必要がある。このように具体的な実施に重点を置いたものを指導計画という。 指導計画の作成に当たっては、各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにする。また、各教科等の指導内容については、単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすることが必要である。 指導計画には、年間計画から、学期ごと、月ごと、週ごと、単位時間ごと、あるいは単元、題材、主題ごとの学習指導案に至るまで各種のものがある。各教科等の指導が年間にわたってどのように展開するかを明確にした年間指導計画が最も基本的な指導計画である。
<b>教育課程の 実施と 学習評価</b>	学習指導要領解説の「総則 第3章第3節」の「教育課程の実施と学習評価」には、教育課程の実施に当たって配慮すべき事項が示されている。以下にその内容を示す。 (1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 (2) 言語環境の整備と言語活動の充実 (3) コンピュータ等や教材・教具の活用、コンピュータの基本的な操作やプログラミングの体験 (4) 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動 (5) 体験活動 (6) 課題選択及び自主的、自発的な学習の促進 (7) 学校図書館、地域の公共施設の利活用

また、教育課程や学習指導方法の改善のために、学習評価の充実も述べられている。児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、「児童生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を適切に捉え、学習したことの意義や価値を実感できるようにすることが求められている。さらに、学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫することが必要である。

## 教育課程の 評価と改善

学校が編成した教育課程が教育目標達成のために有効に機能したかどうかを多面的、客観的に評価することは、望ましい教育課程を維持・発展させるための基本的な条件である。児童生徒の個性を生かす教育はできたか、指導の時期や内容は適切だったか、授業時数は確保されていたか、地域や児童生徒の実態は生かされていたかなどの観点を定めて、組織的、計画的に評価し、学校としての改善点を明確にすることが大切である。

このような評価を確実に改善につなげていくためには、全教職員が協力し、組織として教育課程の評価と改善を推進することが重要である。その際、個々の教師は客観的な評価の資料を収集するために、継続的に実施の結果及び改善の方策等を蓄積していくことが必要である。

## カリキュラム・ マネジメント

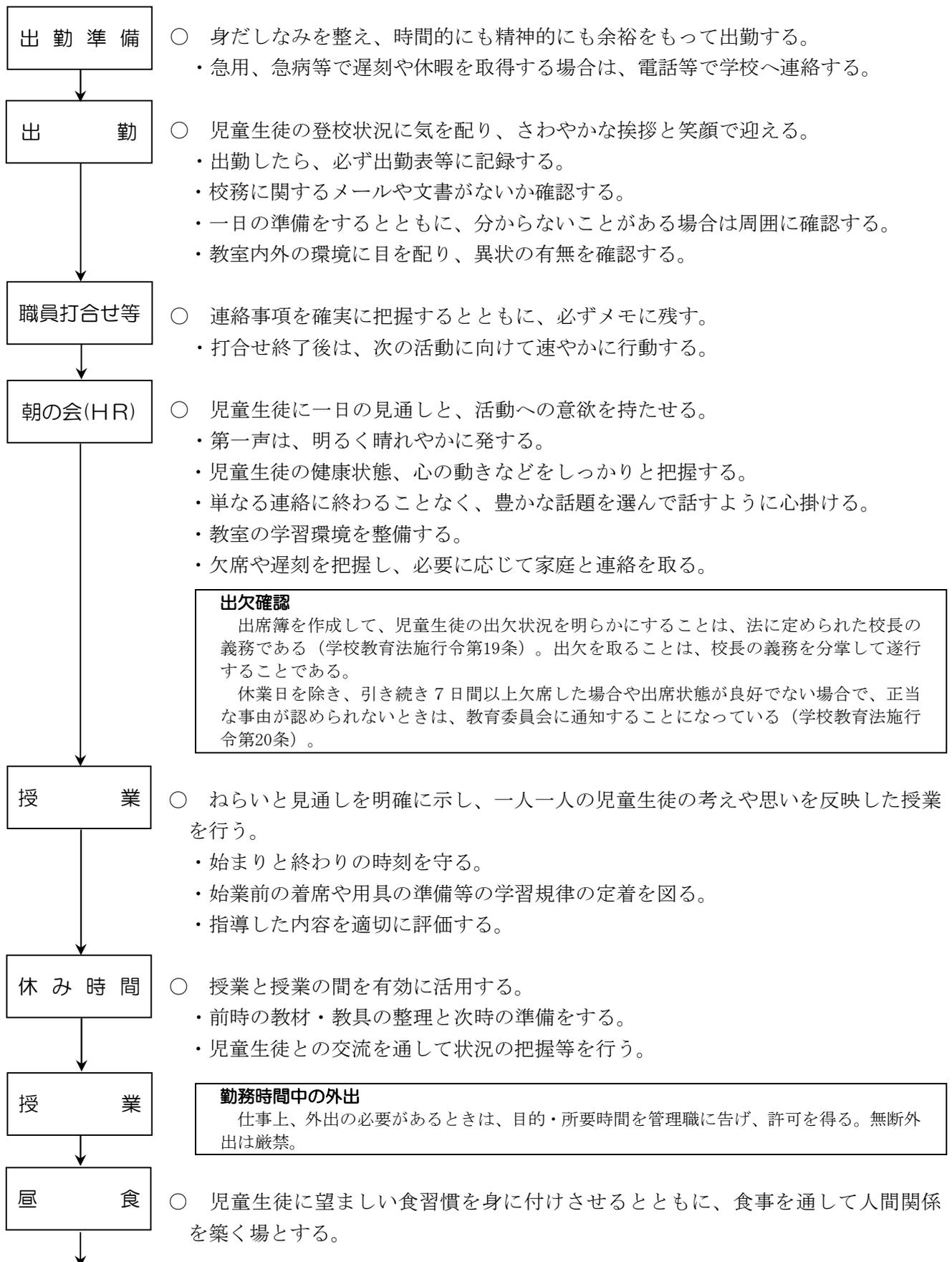
カリキュラム・マネジメントとは、子供たちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する学校教育目標を実現するために、教育課程に基づき組織的かつ計画的に教育課程の質の向上を図っていくことを目指すものである。「社会に開かれた教育課程」という理念を踏まえ、「教科等横断的な視点」「編成・実施・評価して改善を図る一連のPDCAサイクルの確立」「人的・物的資源等を地域等の外部の資源も含めて活用」という三つの側面から進めることが重要である。

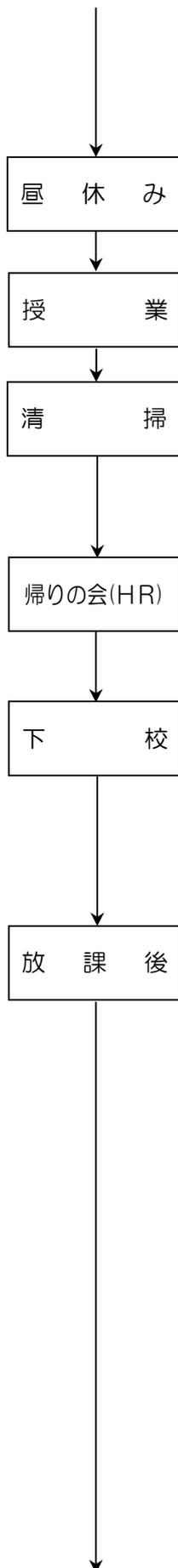
## 関係資料

・文部科学省「平成29・30・31年改訂学習指導要領（本文、解説）」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/1384661.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm)



## 4 教員の一日（例）





- ・食に関わる人々や自然への感謝の気持ちを育てる。
- ・食事のマナー、残食、偏食等について適切な指導をする。
- ・食物アレルギーを有する児童生徒に、的確な指導及び処置ができるようにする。

- 児童生徒同士、児童生徒と教師との心の交流の場となるように心掛ける。

#### 言葉遣い

言葉遣いは、人間関係を円滑に保つ上で、とても重要である。そのため、「○○さん」と呼び掛けるように心掛ける。

- 協力する心や、勤労を尊ぶ気持ちを育てる場にする。
- ・安全に清掃活動が行えるように気を配る（危険なところは清掃させない）。
- ・指導を行うとともに、児童生徒と一緒に清掃を行い、手本を示す。
- ・清掃している児童生徒を励まし、褒めるなどして自己肯定感を育む。

- 一日の振り返りをさせながら、今後の見通しと活動への意欲を持たせる。
- ・今後の予定と連絡事項を確実に伝える。
- ・今後の学校生活への意欲を喚起できる帰りの会（HR）にする。

- 翌日、安心して元気に登校できるように、児童生徒を笑顔で見送る。
- ・安全に下校するように声掛けをする。
- ・下校時刻を守らせる。
- ・個別指導等で児童生徒を学校に残すときは、管理職の許可を受け、必ず保護者へ連絡をする。

- 児童生徒との触れ合いの機会や、事務的な仕事、校務分掌の職務遂行の時間として活用する。
- ・学級日誌は、コメントを書き込むなどして、学級づくりに生かす。
- ・教材研究をし、授業の計画を立てる。
- ・翌日の準備をするとともに、分からないことがある場合は周囲に確認する。
- ・事務処理や校務分掌、授業や教材について不安や不明瞭な事がある場合は、先輩教師に相談して、不安を解消するように努める。
- ・効率的な校務処理とその結果生み出される教育活動の質の改善のためにも、校務の情報化に対応する。
- ・教室の戸締まり、火災予防のための点検をする。
- ・自分の机上や周辺の整理整頓を心掛ける。
- ・課外活動の指導では、児童生徒の健康・安全に気を付ける。また、自分の言動や服装にも留意する。
- ・総合教育センターのHPに掲載される新着情報や研修会情報を確認し、計画的に研修を受講できるようにする。

#### 事務処理

事務的な仕事も大切な校務の一環である（出席簿、週案、学年・学級会計等の整理など）。

↓

退	勤
---	---

- 机上进行整理し、身だしなみを整えて退勤する。
- ・ 退勤前にもう一度教室を見回り、整頓する。
- ・ 個人情報や大切なデータ（USB等）は、原則として校外へは持ち出さない。また、それらが流出しないようにパソコン等の点検を忘れずに行う。
- ・ 現金、貴重品を置いたまま帰宅しない。
- ・ 日頃から緊急時に備えて、連絡体制等を確認しておく。
- ・ 児童生徒や家庭・地域社会の信頼を失わないように生活する。

**守秘義務の徹底**

学校には校外で公言すべきでない事柄がたくさんある。児童生徒の話や職員会議の話題等を学校関係者以外に安易に話すことは慎む（地公法第34条）。

**来校者や電話への対応**

教員の言動には、その学校の教育に対する姿勢が表れる。マナーには特に気を付けて対応に当たる。

## 5 学級担任として

### (1) 学級経営

<b>学級とは</b>	<p>【学校集団の単位としての学級】</p> <p>一般に学級は、学習や生活指導が行われるための基礎的な単位集団である。したがって、学級は学校の教育目標を具現化するための基礎集団と言える。</p> <p>【学習集団及び生活集団としての学級】</p> <p>学級は、教科等の指導が行われる学習集団であり、教師の直接・間接の指導を受けながら、児童生徒が互いのよさを認め合うことによって人間関係を深め、個々の主体性が育まれる生活集団でもある。学校教育活動を通じ、一人一人が十分に資質・能力を育成することができるように、心理的な安定感や満足感、自己実現の意欲等が高まるような、人的、物的、文化的環境を整えて学級経営を行う必要がある。</p>
<b>学級経営とは</b>	<p>学級経営とは、教育の目標を達成するために、学級の教育活動を総合的に計画、運営、展開する日常的教育実践の核である。その内容として、およそ次の四つが挙げられる。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 学級を基盤として行われる学習指導や生徒指導</li><li>② 学級づくり、学級集団づくりと言われる学級集団の経営</li><li>③ 教室や廊下の環境整備、机・椅子等の配置、壁面構成等の教室経営</li><li>④ 学級事務や保護者との連携</li></ol>
<b>よりよい学級経営のために</b>	<p>学級担任は、学校や学年の目標をよく理解し、学級・学年間の連携を図り、全校的な統一と系統の上に立って学級経営に創意工夫を加える必要がある。そのためには、学級経営の一年間の青写真となる「学級経営案」を作成することが望ましい。</p>
<b>学級経営案</b>	<p>「学級経営案」の作成に当たっては、次のような点を踏まえたい。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 学校の「教育目標」「学校経営の方針」を精読し、関連付けること</li><li>② 「学年の経営方針、努力目標、具体策」等に配慮し、関連付けること</li><li>③ 児童生徒の実態を十分に把握し、学習面、生活面等の課題を明らかにし、更に望ましい学級の姿についての具体的なイメージを持つこと</li></ol>

### (2) 学級担任

<b>学級担任とは</b>	<p>学級集団は児童生徒の学習活動や人格形成に、計り知れないほどの影響を及ぼす。したがって、自分が担任する学級をどのような集団にしていくか、また、一人一人のよい面を伸ばし顕在化させることは、学級担任の重要な仕事になってくる。その際、学級担任の感性や人柄、教育観が、全ての場で直接・間接に児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを忘れてはならない。以下に、学級担任の仕事の内容別に分類する。</p>
<b>学校・学級生活に関する指導</b>	<p>学校・学級は、一人一人の児童生徒が教師・友達との「出会い」「触れ合い」「学び合い」を通して成長していく場である。学級担任は、「望ましい学級づくり」に努め、一人一人が学校・学級生活に適応できるように配慮し、支援・指導することが大切である。</p>
<b>児童生徒個人に関わる指導</b>	<p>一人一人の児童生徒は、悩みや不安等を抱えていることがある。日常の学習や生活の中での観察や個別の話合いを通して、児童生徒がそれらの問題を理解し解決する糸口を探ることができるよう側面から援助していくことが、教師に強く求められている。</p>

**特別の教科  
道徳及び  
特別活動等  
に関する指導  
学校給食の  
指導**

「特別の教科 道徳」や特別活動等は、児童生徒相互及び教師と児童生徒との触れ合いを大切にしながら、一人一人を生かし、一人一人に応じる時間と捉えることもできる。学級担任は、これらを通して児童生徒個人の成長及び集団としての高まりを促すことができる。

給食の時間は、義務教育の9年間を通して、計画的、継続的に食に関する指導を行う場であり、給食の時間の指導は、食に関する指導と望ましい食習慣を身に付けさせる指導の二つに分けることができる。児童生徒にとって給食の時間は、学級の仲間や教師と和やかで楽しい食事をする等、学校生活の中で緊張から解放され、気分転換を図ったり、午後に向けての活力を生み出したりすることができる時間である。学級担任は、食事にふさわしい環境を整え、ゆとりある落ち着いた雰囲気での食事ができるよう、日頃から児童生徒が安心して食べられる食事環境づくりに心掛けることが大切である。また、食物アレルギーを有する児童生徒への誤配食等が起こらないよう、校内において作成したマニュアル等に沿って適切に対応する必要がある。

**特に留意する  
事項**

学級の中には、食物アレルギー等の疾病や体質による食事制限のある児童生徒がいる。命に関わることもあるので、年度始めの事前調査の活用や家庭と緊密に連絡を取り合い、栄養教諭や学校栄養職員、養護教諭と連携して給食指導に当たることが必要である。

**性に関する  
指導**

性に関する指導の目的は、性を人格の基本部分として、生理的側面、心理的側面、社会的側面等から総合的に捉え、科学的な知識を与えるとともに、児童生徒が生命の大切さを理解し、また、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観を持ち、望ましい行動が取れるようにすることによって、人格の完成と豊かな人間形成に資することである。指導においては、児童生徒が性に関して適切に理解し、行動することができるように、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮し、指導の充実を図る必要がある。

今日、求められる性に関する指導には、次の事項への対応が挙げられる。

- ① 発育・発達の個人差による問題
- ② 身体発育の加速化現象に伴う二次性徴の発現の低年齢化による不安や悩み
- ③ 性情報の氾濫に対する正しい情報提供の必要性
- ④ 性に対する価値観の変化と生命の軽視現象
- ⑤ 性同一性障害等の正しい理解と配慮

(「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」文部科学省平成28年を参照)

- ⑥ エイズ等、性感染症予防に関する指導の緊急性

**学級事務に  
関すること**

学級担任は、校務を効率的に進め、教育活動の質を高めるためにも、校務の情報化に対応して、次の学級事務を迅速かつ確実に、計画的に処理していくことを常に心掛ける。

- ① 学級経営事務(学級経営案、週案、通知表、学級通信等)
- ② 公簿の整理と保管(指導要録、出席簿、健康診断票等)
- ③ 報告文書の処理(出欠席月末統計、転入学・転退学手続等)
- ④ 学級備品類の管理(情報機器、DVD等の教材・教具の整備と保管等)
- ⑤ 学級会計の適切な処理(給食費、教材費、積立金等)

<b>教室環境の 整備・管理に 関すること</b>	学校における学習や集団生活の基盤は教室であり、教室環境は、児童生徒の人格形成に大きな影響を与える。したがって、児童生徒一人一人の成長を支援する教室環境づくりに努めることが大切である。そのためには、児童生徒の健康安全を第一とすることはもとより、学習者であり生活者である児童生徒を中心に考え、掲示物や備品の整備等を工夫し、児童生徒が創意工夫しながら活動できる環境づくりを心掛ける必要がある。
<b>保護者や地域 との連携に関 すること</b>	学校教育は、学校と家庭・地域とが緊密に協力することによって、効果を上げることができる。保護者との十分な話し合いを通して、児童生徒の理解を深めるとともに、学校への理解・協力を得られるよう心掛ける。

## 6 学習指導

### 1) 学習指導における基本的な考え方

#### (1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

**学びの質の向上** 児童生徒に、生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」を確実に身に付けさせていくためには、単に知識を記憶することとどまらず、学びの質を高めることが重要となる。

**授業改善のための三つの視点** この学びの質を高めるための具体的な学習・指導方法については、教員一人一人が、児童生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、教科等の学習内容、単元の構成や学習の場面等に応じた方法について研究を重ね、実践することが重要である。

教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や児童生徒の状況等に応じて、以下の三つの視点を手掛かりに、質の高い学びを実現し、生涯にわたって能動的に学び続けられるようにすることが求められている。

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。
- ② 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。
- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

これら「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の三つの視点は、相互に影響し合うものであり、これを実現するための具体的な学習活動が重なり合うことも考えられる。しかし、授業改善の視点としてはそれぞれの固有の視点であることに留意が必要であり、単元や題材のまとまりの中で、子供たちの学びがこれらの三つの視点を満たすものになっているか、相互のバランスに配慮しながら学びの状況を把握し、授業改善を図っていくことが求められる。

#### (2) 学習の基盤となる資質・能力の育成

**教科等横断的に育成する資質・能力** 変化の激しい社会の中で、主体的に学び、多様な人々と協働しながら問題を発見し解決していくために必要な力を、児童生徒一人一人に育てていくために、あらゆる教科等に共通した学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や、現代的な諸課題に対応していくための資質・能力を、教育課程全体を見渡して育てていくことが重要となる。これらの資質・能力については、「（各校種）学習指導要領解説 総則編 第3章第2節」を参照されたい。

### (3) 各教科等の指導における配慮事項

#### 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の設定

児童生徒が自主的に学ぶ態度を育み、学習意欲を向上させる観点から、各教科等の指導に当たり、児童生徒が学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるように工夫することが重要である。例えば、各教科等の指導に当たっては、次のようなことが挙げられる。

- ・単元の冒頭や本時の授業の冒頭で学習過程を提示し、児童生徒が学習の見通しを立てる機会を設ける。
- ・単元の終末や本時の授業の終末で、児童生徒が学習内容を振り返る機会を設ける。
- ・児童生徒が家庭において、学習の見通しを立てて予習をしたり学習した内容を振り返って復習をしたりする機会を設ける。

これらの指導を通じ、児童生徒の学習習慣の定着や学習意欲の向上が図られ、学習内容が確実に定着し、各教科等で目指す資質・能力の育成にも資するものと考えられる。

### (4) 個に応じた指導の充実

児童生徒はそれぞれ能力・適性、興味・関心、性格等が異なっており、また、知識、思考、価値、心情、技能、行動等も異なっている。児童生徒が学習内容を自分のものとして働かせることができるように身に付けるためには、教師はこのような個々の児童生徒の特性等を十分理解し、それに応じた指導を行うことが必要であり、指導方法の工夫改善を図ることが求められる。

- 指導方法の工夫
  - ・学習形態の工夫
  - ・学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫
  - ・児童生徒の興味・関心や理解の状況に応じた課題の工夫
  - ・補足的な学習や発展的な学習における指導の工夫
  - ・ICT機器活用の工夫
  - ・指導の過程における形成的評価などの評価の工夫
- 指導体制の工夫
  - ・ティーム・ティーチング、合同授業、交換授業など教師間の連携・協力
  - ・学校外の様々な分野の専門家の参加・協力

### (5) 「子供の学びを支援する5つの提言」

宮城県教育委員会では、平成25年10月、「学力向上に向けた5つの提言」をまとめ、公表した。令和5年3月、その「学力向上に向けた5つの提言」に、「個別最適な学び」、「協働的な学び」、「ICTの活用」などの視点を加え、「子供の学びを支援する5つの提言」として新たにまとめた。各学校においては、授業づくりの大前提として、この提言の理解、継続、自校化の取組を行う。

### 「子供の学びを支援する5つの提言～自立した学習者の育成を目指して～」

- 1 子供の声を受け止め、適切な支援をすることで、安全・安心に学べる環境をつくりましょう
- 2 子供をほめること、認めることで、やり抜く力を育てましょう
- 3 子供が様々な学び方を知り、主体的に学習ができるように支援することで、学びに向かう力を育てましょう
- 4 自分の考えを発表したり、交流したりする活動を充実させることで、深い学びにつなげましょう
- 5 家庭学習の質的向上を図るとともに、読書の時間を増やす働き掛けをしましょう

## 2) 学習指導の実際

### (1) 単元・授業のデザイン

学習指導において、資質・能力の三つの柱をバランスよく育成していくためには、単元や題材など内容や時間のまとまりをどのように構成し、その構想、設計を綿密に行う必要がある。地域や学校及び児童生徒の実態を適切に把握し、教材についての理解を深めながら、次の①～⑥について検討し、指導と評価の計画を具体化させていくことが欠かせない。

- ① 「何ができるようになるか」 (育成を目指す資質・能力、学習目標)
- ② 「何を学ぶか」 (学習内容)
- ③ 「どのように学ぶか」 (学習過程・学習方法・学習形態)
- ④ 「子供一人一人の発達をどのように支援するか」 (指導の手立て)
- ⑤ 「何が身に付いたか」 (学習評価)
- ⑥ 「実施するために何が必要か」 (学習環境)

特に、①の「何ができるようになるか」について検討することは、単元の構想を練っていく起点であり、②～⑥を検討する際に基軸を固め、単元を通した到達点を定めることでもあるので、十分な検討を要する。学習指導要領や、その解説に示された内容を踏まえつつ、児童生徒の学びの実態を把握し、育成を目指す資質・能力を明確化していく。そして、資質・能力を身に付けた児童生徒の姿を具体的に思い描き、単元の学習目標として設定し、さらに、単位時間ごとの学習目標と学習活動を配置し、構造化していく。

なお、①の「何ができるようになるか」と、⑤の「何が身に付いたか」は、ほぼ同義であり、その整合性を図らなければならない。

### (2) 教材の研究

- |              |   |
|--------------|---|
| <b>教材研究</b>  | 単元の学習目標の到達のために用いる教材を収集・選択し、解釈・構成し、組織立てる一連の活動を教材研究という。   |
| <b>教科用図書</b> | 学校教育においては、主たる教材は教科用図書（以下「教科書」）である。授業では、教育課程の構成において組織配列された教科書の使用が義務付けられている。したがって、教材研究を行う際には、まず教科書を十分に研究し、その内容を正しく理解するとともに、教材としての価値や特性を把握することになる。 |
| <b>様々な教材</b> | 副読本など、教科書を補充し指導効果を高めることが期待されるものは、補助教材として使用することができる。ただし、補助教材の使用に際しては手続きが必要である。   |

教科書や副読本などの紙媒体以外に、ICTを使用した映像や音源、観察・実験等で扱う実物や標本、実習・制作で使用する材料や工具、さらには、児童生徒に配布するワークシート等も、広い意味で教材と呼ばれている。

## 教材研究の要点

教材研究の具体については、校種や教科の特性により一様ではないが、単元において育成を目指す資質・能力を設定するとともに、児童生徒の実態を踏まえ、教材としての特性、価値を捉え、提示・活用の方法を検討していく。その要点は次のとおりである。

- ① 教科等に関する専門的知識及び技能を基に、教材そのものを分析、解釈する。
- ② 教材としての教育的な価値を捉え、どのような資質・能力を育成することができるのかを明らかにする。
- ③ 児童生徒の学びの実態を踏まえ、教材をどのように受け止めるか、どのように学んでいくのかを想定し、教材の活用の仕方を検討する。
- ④ 単元の構成を考慮しながら、教材を活用する場面を検討して、学習課題や発問といった教材の提示の仕方を吟味する。

## 発問の吟味

発問は、学習における児童生徒の意識の流れに刺激を与え、思考を促して学習活動を活発にし、学習の効果を高めるもので、学習指導の大切な鍵となるものである。「簡潔で、明快な発問」、「質の高い開発的な発問」を意識して吟味し、児童生徒に「平易な言葉を用いて発問」する。

### (3) 学習評価

## 学習評価の重要性

学習評価は、「児童生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするためのものである。よって、学習評価の在り方は重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められる。

評価に当たっては、いわゆる評価のための評価に終わることなく、教師が児童生徒の良い点や進歩の状況などを積極的に評価し、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることで、自分自身の目標や課題を持って学習を進めていけるように行うことが大切である。

## 内容や時間のまとまりを見通した学習評価

実際の評価においては、各教科等の目標の実現に向けた学習の状況を把握するために、指導内容や児童生徒の特性に応じて、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫し、学習の過程の適切な場面で評価を行う必要がある。その際には、総括的な評価としての学習の成果だけでなく、学習の過程を一層重視する形成的な評価を通して、他者との比較ではなく児童生徒一人一人の持つ良い点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを、ポートフォリオ等を活用し、児童生徒自身が把握することができるようにすることも大切である。

## 学習評価の妥当性と信頼性

学習評価の実施に当たっては、評価結果が評価の対象である児童生徒の資質・能力を適切に反映しているものであるという学習評価の妥当性や信頼性が確保されていることが重要である。また、学習評価は児童生徒の学習状況の把握を通して、指導の改善に生かしていくことが重要であり、学習評価を授業改善や組織運営の改善に向けた学校教育全体の取組に位置付けて組織的かつ計画的に取り組むことが必要である。

このため、学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、例えば、評価規準や評価方

法等について、事前に教師同士で検討するなどして明確にすること、評価に関する実践事例を蓄積し共有していくこと、評価結果についての検討を通じて評価に係る教師の力量の向上を図ることなどに、学校として組織的かつ計画的に取り組むことが大切である。さらに、学校が保護者に、評価に関する仕組みについて事前に説明したり、評価結果についてより丁寧に説明したりするなどして、評価に関する情報をより積極的に提供し保護者の理解を図ることも信頼性の向上の観点から重要である。

**「知識・技能」  
の 評 価** 「知識・技能」については、各教科等における学習の過程を通じた知識及び技能の習得状況について評価を行うとともに、それらを既存の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり、技能を習得したりしているかについても評価する。

**「思考・判断・表現」  
の 評 価** 「思考・判断・表現」については、各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかを評価する。

**「主体的に学習に  
取り組む態度」  
の 評 価** 「主体的に学習に取り組む態度」については、①知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとする側面と、②①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面、という二つの側面から評価することが求められる。

## 7 小学校外国語活動・外国語

### 外国語活動・ 外国語の目標

#### 【外国語活動】

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ① 外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語との音声の違い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむようにする。
- ② 身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。
- ③ 外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

#### 【外国語】

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ① 外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどについて、日本語と外国語との違いに気づき、これらの知識を理解するとともに、読むこと、書くことに慣れ親しみ、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにする。
- ② コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。
- ③ 外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

### 外国語活動・ 外国語の内容

小学校学習指導要領の外国語活動及び外国語では、「知識及び技能」及び「思考力、判断力、表現力等」の二つの柱について内容が構成されている。

#### 【外国語活動】

「知識及び技能」の内容は、「言語を用いて主体的にコミュニケーションを図ることの楽しさや大切さを知ること」と「日本と外国の言語や文化について理解すること」の事項に分けて示されている。実際に英語を用いた言語活動を通して、体験的に身に付けるようにすることが大切である。

「思考力、判断力、表現力等」の内容は、「自分のことや身近で簡単な事柄について、簡単な語句や基本的な表現を使って、相手に配慮しながら、伝え合うこと」や「身近で簡単な事柄について、自分の考えや気持ちなどが伝わるよう、工夫して質問をしたり質問に答えたりすること」の事項に分けて示されている。相手の思いを想像し、伝える内容や言葉、伝え方などを考えながら、相手との意味のあるやり取りを行う活動を、様々な場面設定の中で行うことが重要である。

#### 【外国語】

「知識及び技能」の内容は、英語の特徴やきまりに関する事項として、「音声」「文

字及び符号」「語、連語及び慣用表現」「文及び文構造」の事項に分けて示されている。これらの言語材料を言語活動と切り離して、「知識及び技能」として個別に指導するのではなく、常に言語活動と併せて指導することが大切である。

「思考力、判断力、表現力等」の内容は、「身近で簡単な事柄について、伝えようとする内容を整理した上で、簡単な語句や基本的な表現を用いて、自分の考えや気持ちなどを伝え合うこと」や「身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりすること」の事項に分けて示されている。コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて、既得の知識や経験と、他者から聞き取ったり、掲示やポスター等から読み取ったりした情報を整理しながら自分の考えなどを形成することが必要である。

## 授業づくり

単元を構成する際、ゴールを明確にすることで、指導者自身が終末で目指す児童の具体的な姿、つまり単元を通して児童に身に付けさせたい力をイメージすることができ、目標実現に向けての必要な手立ても見えてくる。単元のゴールが決まれば、そこから逆算して（バックワードデザイン）、1時間ごとの目標を定め、活動を組み立てながら単元を構成していく。また、児童が興味を持ち、「聞きたい」「やってみたい」と思うような場面を授業の中に設定することが、児童の能動的な学びを促す。児童の心を動かし、意欲を喚起しうるような題材の選定が、授業づくりにおいて重要な要素の一つになる。

## 外国語活動・ 外国語の 指導者

外国語活動及び外国語のどちらにおいても学級担任又は外国語を担当する教師が指導計画を作成し、授業の全体的なマネジメントをすることになっている。また、ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材等の協力を得るなど指導体制の充実を図ることとされている。

### 【学級担任・専科教員・ALTの役割】

学級担任は、児童の学習特性を熟知していることから、児童の様子や学習内容に合わせた指導や個に応じた指導が可能である。多くの担任は、全ての教科を担当しているため、他教科等との連携を意識した指導計画を作成することができる。さらに、「間違えても大丈夫」という学級の雰囲気をつくることや、児童のよさを理解して励ますことができるのも、学級担任の役割である。また、学級担任が、専科教員やALTとも堂々と英語を使って話している姿を見せることで、良いコミュニケーションのモデルとなることが期待される。専科教員やALTは、英語に関する知識や技能に長けていることから、授業の様々な場面で質と量の両面から、十分なインプットの提供者となったり、児童の発話に対して適切なフィードバックを与えたりと、気付きにつなぐことができる。

## 評価について

学習評価は、「児童にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするものである。

観点別学習状況の評価は、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点で行う。

外国語活動では、評価の観点に即して、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入するなど、児童にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。

外国語科では、目標を五つの領域別（聞くこと、読むこと、話すこと〔やり取り〕、話すこと〔発表〕、書くこと）で示しており、学年ごとの目標を示していない。よって各学校において、学年ごとの目標を設定することとしている。このため、「外国語科の目標」「五つの領域別の目標」「内容のまとめ（五つの領域）ごとの評価規準」等に

に基づき、各学校が児童の実態に応じて、学校の「学年ごとの目標」及び「五つの領域別の『学年ごとの目標』」を設定した上で、「単元ごとの評価規準」を作成する。

単元ごとの学習評価については、「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料 小学校 外国語・外国語活動」(国立教育政策研究所)の事例を参考にするとよい。

## 関係資料

・文部科学省「小学校学習指導要領(平成29年告示)解説【外国語活動・外国語編】」

[https://www.mext.go.jp/content/20220614-mxt\\_kyoiku02-100002607\\_11.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220614-mxt_kyoiku02-100002607_11.pdf)



・文部科学省「小学校外国語活動・外国語研修ガイドブック」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kokusai/gaikokugo/\\_icsFiles/afieldfile/2017/07/07/1387503\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/_icsFiles/afieldfile/2017/07/07/1387503_1.pdf)



## 8 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間

<b>教育課程の位置付け</b>	<p>平成10年の学習指導要領の改訂において、各学校が地域や学校、児童生徒の実態等に 応じ、横断的・総合的な学習など創意工夫を生かした教育活動を行うことができるよう にするために、総合的な学習の時間が創設された。</p>
<b>内 容</b>	<p>平成29年に告示された小・中学校学習指導要領では探究的な見方・考え方とそれに基づいた学習の過程を総合的な学習の時間の本質と捉え、第5章(小学校)又は第4章(中学校)に位置付けている。また、平成30年に告示された高等学校学習指導要領では、小・中学校における総合的な学習の時間の取組を生かしつつ、より探究的な活動を重視する視点から、名称を「総合的な探究の時間」に変更し、第4章に位置付けている。</p> <p>探究的な学習(探究)の過程を一層重視し、各教科等で育成する資質・能力を相互に関連付け、実社会・実生活において活用できるものとするとともに、教科・科目等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力を育成する。その目標を実現するにふさわしい探究課題として、次のものが例示されている。</p>
<b>配 慮 事 項</b>	<ol style="list-style-type: none"><li>① 国際理解、情報、環境、福祉、健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題</li><li>② 町づくり、伝統文化、地域経済、防災などの地域や学校の特色に応じた課題</li><li>③ キャリア、ものづくり、生命・医療、文化の創造、教育・保育などの児童生徒の興味・関心に基づく課題</li><li>④ 職業の選択、社会貢献、働くことの意味や価値などの職業や自己の将来に関する課題</li></ol> <p>内容の取扱いについては、次の配慮事項に留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 課題の設定においては生徒が自分で課題を発見する過程を重視する。(高等学校)</li><li>② 「自分自身に関わること」「他者や社会との関わりに関すること」の両方の視点を生徒が自覚し、内省的に捉えられるよう配慮する。(高等学校)</li><li>③ 探究的な学習(探究)の過程を質的に高めていく。<ol style="list-style-type: none"><li>ア 他者と協働して課題を解決しようとする学習活動を行う。</li><li>イ 言語により分析し、まとめたり表現したりする学習活動を行う。</li><li>ウ 比較する、分類する、関連付けるなどの「考えるための技法」が活用されるようにする。(高等学校は「自在に活用されるようにする。」)</li></ol></li><li>④ 探究的な学習(探究)の過程においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるよう工夫する。<ol style="list-style-type: none"><li>ア コンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得できるよう配慮する。(小学校)</li><li>イ 情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮する。</li></ol></li><li>⑤ 自然体験、ボランティア活動などの社会体験(中・高等学校は職業(就業)体験も含む)、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動(高等学校は実習、研究も含む)を積極的に取り入れる。</li><li>⑥ 体験活動については、目標並びに各学校において定める目標及び内容を踏まえ、探究的な学習(探究)の過程に適切に位置付ける。</li><li>⑦ グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力</li></ol>

も得つつ、全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制の工夫を行う。

- ⑧ 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行う。
- ⑨ 国際理解に関する学習を行う際には、探究的な学習に取り組むことを通して、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなどの学習活動が行われるようにする。(小学校)
- ⑩ 情報に関する学習を行う際には、探究的な学習に取り組むことを通して、情報を収集・整理・発信したり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりするなどの学習活動が行われるようにする。プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を行う場合には、プログラミングを体験することが、探究的な学習の過程に適切に位置付くようにする。(小学校)
- ⑪ 職業や自己の将来(進路)に関する学習を行う際には、探究的な学習(探究)に取り組むことを通して、自己を理解し、将来の生き方(在り方生き方)を考えるなどの学習活動が行われるようにする。(中・高等学校)

## 指導計画を構成する要素

指導計画の作成に際しては、次の六つを検討する。

- ① この時間を通してその実現を目指す「目標」
- ② 「目標を実現するにふさわしい探究課題」及び「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」からなる「内容」
- ③ 「内容」との関わりにおいて実際に児童生徒が行う「学習活動」  
これは、実際の指導計画においては、児童生徒にとって意味のある課題の解決や探究活動のまとめりとしての「単元」、さらにそれらを配列し、組織した「年間指導計画」として示される。
- ④ 「学習活動」を適切に実施する際に必要とされる「指導方法」
- ⑤ 「学習の評価」  
これには、児童生徒の学習状況の評価、教師の学習指導の評価、①～④の適切さを吟味する指導計画の評価が含まれる。
- ⑥ ①～⑤の計画、実施を適切に推進するための「指導体制」

## 評価の方法

各学校において目標や内容を設定することから、総合的な学習(探究)の時間の目標を踏まえ、各学校の目標、内容に基づいて評価の観点及び評価規準を設定する。

評価に当たっては、ペーパーテストなどの評価の方法によって数値的に評価することは、適当ではない。児童生徒にどのような資質・能力が身に付いたかを文章で記述する。評価の方法については、以下の三つが重要である。

- ① 信頼される評価の方法であること  
1単位時間で全て評価するのではなく、年間や、単元などの内容のまとめりを通して、評価を行うよう心掛ける。
- ② 児童生徒の成長を多面的に捉える方法であること  
多様な評価方法や評価者による評価を適切に組み合わせることが重要である。  
(総合的な学習の時間)
  - ・発表やプレゼンテーションなどの表現による評価
  - ・話し合い、学習や活動の状況などの観察による評価
  - ・レポート、ワークシート、ノート、絵、作文、論文などの制作物による評価

- ・学習活動の過程や成果などの記録や作品を計画的に集積したポートフォリオを活用した評価
- ・評価カードや学習記録などによる児童生徒の自己評価や相互評価
- ・教師や地域の人々等による他者評価 など

(総合的な探究の時間)

- ・プレゼンテーションやポスター発表、総合芸術などの表現による評価
- ・討論や質疑の様子などの言語活動の記録による評価
- ・学習や活動の状況などの観察記録による評価
- ・論文・報告書、レポート、ノート、作品などの制作物、それらを計画的に集積したポートフォリオ（小・中学校からの蓄積があると望ましい）による評価
- ・課題設定や課題解決能力をみるような記述テストの結果による評価
- ・評価カードや学習記録などによる生徒の自己評価や相互評価
- ・保護者や地域社会の人々等による第三者評価 など

いずれの方法も、児童生徒が総合的な学習及び探究の時間を通して、資質・能力を育てることができているかどうかを見ることが目的である。成果物の出来映えではなく、児童生徒がどのように探究の過程を通して学んだかを見取る。

③ 学習状況の過程を評価する方法であること

評価を学習活動の終末だけではなく、事前や途中で適切に位置付けて実施する。児童生徒に個人として育まれる良い点や進歩の状況などを積極的に評価することや、それを通して児童生徒も自分の良い点や進歩の状況に気付くようにする。グループとしての学習成果に着目するのではなく、一人一人の学びや成長の様子を捉える。そうした個人内評価を行うために、一人一人が学習を振り返る機会を適切に設ける。

## 9 みやぎの志教育

### (1) 「みやぎの志教育」の推進

「みやぎの志教育」とは	「みやぎの志教育」とは、「小・中・高等学校等の全時期を通じて、人や社会と関わる中で社会性や勤労観を養い、集団や社会の中で果たすべき自己の役割を考えさせながら、将来の社会人としてのよりよい生き方を主体的に求めさせていく教育」である。
「志教育」の推進	<p>小学校段階から児童生徒の発達の段階に応じ、系統的な教育活動を通じて「志教育」を一層推進し、人や社会と関わる中で、社会性、勤労観を養い、自らの在り方や生き方について主体的に探求させるとともに、「志教育」を通して何事にも確かな意欲を持って取り組むことにより、より良い未来を創造する高い志と豊かな心を持った人づくりを進める。</p> <p>学校と地域の連携・協働のもと、「志教育」を継続、発展して推進し、集団や組織の中で自己の役割を果たすことを通して自己肯定感や自己有用感を高めるとともに、社会の一員として他者や社会に貢献しようとする思いなどを育み、発達の段階に応じた確かな「心」の成長を目指す。みやぎの先人集「未来への架け橋」を活用し、本県ゆかりの先人の活躍に触れ、その考え方や生き方を学ぶことを通じて「志教育」を推進する。</p>

### (2) 「志教育」3つの視点

人と「かかわる」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な人との関わりを通して、自己理解や他者理解を深化させる。</li> <li>・集団や組織の中で、よりよい人間関係を築く力や社会性を養う。</li> </ul>
よりよい生き方「もとめる」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校で学ぶ知識と、社会や職業との関連を実感させる。</li> <li>・社会において役割を果たす人間として、自らの在り方生き方について主体的に探求させる。</li> </ul>
社会での役割を「はたす」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団や組織の中で、自分の果たすべき役割を認識させる。</li> <li>・自己の役割を果たすことによって自己有用感を高める。</li> </ul>

### (3) 小・中・高等学校の各段階及び特別支援学校における「志教育」の取組

小学校段階における取組	<p>日常の授業における学び合いや、人や社会と関わる身近な体験活動を通して、自分の役割を積極的に果たそうとする態度を育みながら、児童の自己有用感を高め、学習や生活への意欲を向上させていく。</p>
中学校段階における取組	<p>教育活動全体を通して、学ぶ意義の認識を深め、自らの生き方や将来に対する夢を育み、志を高めながら、中学校卒業後の適切な進路選択や決定につなげていく。</p> <p>各教科の学習においては、今学習している内容が将来どのように役立つかということについて気付くことができるようにする。</p> <p>また、企業や公的機関等における職場体験活動、専門家や先輩から話を聞くなどの様々な活動を各教科等の学習等と関連付けて効果的に取り入れるようにする。</p>
高等学校段階における取組	<p>人間としての在り方を模索し、将来の進路実現や社会の一員としての生き方を主体的に求めていくために、インターンシップ等の体験的な学習を通して、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育てる。</p>

**特別支援学校  
における取組**

特別支援学校では、幼・小・中・高等部の発達段階に応じた系統的な指導に加え、障害に応じ、社会生活、家庭生活に主体的に参加し、自分の役割を果たそうとする力を養うとともに、教育活動全体を通じ、自らが将来の自立する姿を見据え、進路を適切に選択する力を身に付けるための指導、支援を進める。

**関係資料**

・宮城県教育委員会ホームページ「みやぎの志教育」  
<https://www.pref.miyagi.jp/site/gikyou-kkz/>



## 10 防災教育

### 宮城県における防災教育

本県における防災教育は、平成24年10月に定めた「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、児童生徒等に対して、学校における発達の段階に応じて安全に関する知識と行動を身に付けさせていくことにより、自他の生命尊重を基盤とし、「自らの身を守り乗り切る力」「知識を備え行動する力」「地域の安全に貢献する心」「安全な社会に立て直す力」及び「安全安心な社会づくりに貢献する心」を養い、防災意識の内面化を図り、防災に主体的に取り組むことができる児童生徒等の育成を目指す。さらには宮城県学校防災体制在り方検討会議の提言を踏まえて作成した「みやぎ学校安全基本指針『追補版』」に基づき、地域の特色や各学校の災害特性を十分に考慮した、防災マニュアルの改善や地域との連携による防災体制の強化を図る。また、令和4年10月に作成した「第2次みやぎ学校安全推進計画」を踏まえ、学校において計画的・継続的に防災教育を行い、防災意識の向上及び災害対応力の強化を図る。

### 発達の段階に応じた防災教育の推進

学校における「防災教育を通して身に付けさせたい5つの力と心」を養うためには、児童生徒等の発達の段階に応じた取組が大切である。発達の段階において、危機理解、意思決定、行動選択の仕方や危険予測、危機回避をする力がそれぞれ異なり、生命尊重の捉え方や安全活動への関わり方も変化していく。それぞれの発達の段階に応じた適切な内容・方法により指導を行っていくことで、防災に対する力と心が培われ防災意識の内面化が図られていく。震災から14年が経過し、震災を知らない子供たちに震災の脅威・教訓を風化させることなく伝承していくことが重要である。

そのために、みやぎ防災教育副読本『未来への絆』の活用を図りながら、各学校において、各教科、道徳科及び特別活動を含めた学校教育活動全体を通じて、「みやぎ学校安全基本指針」の必ず身に付けさせたい事項及び具体の指導内容を児童生徒等の発達の段階に応じ、計画的・継続的に指導することが必要である。さらに、「第2次みやぎ学校安全推進計画」を踏まえ、「学校防災マニュアル見直しの手引」や「学校再開ハンドブック」等を活用して、実効性のある学校安全を推進していく。

### 校内組織体制の整備

本県では、学校防災の充実に向けた活動を推進するために、校務分掌等において教職員の役割分担と責任を明確にするとともに、実施計画の策定、活動の企画、調整、評価について関係職員の連携の中心となる防災主任を校務分掌に明確に位置付けている。また、安全担当主幹教諭を各地域の拠点校に配置し、地域との防災教育の連携を図る。さらに、各学校において、児童生徒等の安全・安心を確保するために、防災マニュアルの見直し・改善に努め、地域の災害特性を踏まえた災害発生時の対応や情報の連絡（収集）・共有、応急手当て、心のケア、管理職不在の場合の責任者の決定等、必要な方策を教職員に周知徹底しておくことが必要である。

### 教職員の共通理解と校内研修会の実施

日頃から教職員一人一人が防災に対する意識を高め、積極的に防災教育や防災管理に関わりながら、災害発生時には、全職員が防災マニュアルを基本としつつ、状況に応じた臨機応変な対応により、児童生徒等の安全確保等を行うことが重要である。そのためには、安全担当主幹教諭や防災主任が災害に関する情報や地域の危険箇所等について日常的・定期的に、職員会議、校内研修等の機会を活用して、意図的に話し合いを進める必要がある。また、全ての教職員の防災に関する知識・技能を向上させるために、各学校において学校安全計画に校内研修を位置付け、日常・発生時・発生後の三段階の危機管理に対応した校内研修を実施することが必要である。

**家庭、地域、  
関係機関と  
連携した取組  
（地域に根ざ  
した防災教  
育）の推進**

学校における防災教育、防災管理を効果的に進めるためには、保護者との連携と併せて、地域や地域関係機関・団体、自治体関係部局との連携を日頃から進めておくことが大切である。特に、東日本大震災においては、あらかじめ避難所としての指定がなくとも、地域の避難所となった学校も多くあり、児童生徒等はもとより地域住民の命のよりどころとして、地域防災の拠点としての役割を果たした。こうした教訓からも、日常から関係機関と連携した防災体制の構築に取り組むことが重要である。

防災教育の活性化とその充実を図るためには、地域の災害特性に詳しい地域講師や専門性の高い有識者との連携、地域に根ざした素材や施設などの積極的な活用が必要である。その内容や方法は、各学校や地域の実態に応じて選択し、工夫していかなければならない。

また、各学校においては、保護者、地域住民、関係機関等と学校防災について話し合う機会（地域学校安全委員会等）を持つなど、日頃から関係者が連携を深め、児童生徒等の安全確保が円滑に行われるようにすることが大切である。

## 11 道徳教育

### (1) 学習指導要領改訂の経緯

教育再生 実行会議	「いじめの問題等への対応について（第一次提言）」（平成25年2月26日） 道徳教育の重要性を改めて認識し、その抜本的な充実を図るとともに、新たな枠組みによって教科化し、人間の強さ・弱さを見つめながら、理性によって自らをコントロールし、よりよく生きるための基盤となる力を育てることが求められた。
道徳教育の 充実に関する 懇談会	「今後の道徳教育の改善・充実方策について（報告）～新しい時代を、人としてより良く生きる力を育てるために～」（平成25年12月26日） 道徳教育の改善・充実のための方策の一つとして、道徳の時間を教育課程上「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付け、その目標・内容をより構造的で明確なものとするとともに、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての性格を強化し、それ以外の各教科等における指導との役割分担や連携の在り方等の改善を図ることが報告に盛り込まれた。
中央教育 審議会	「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）」（平成26年10月21日） 以下の項目を基本的な考え方として、学習指導要領の改善の方向性が示された。 ① 道徳の時間を「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付けること ② 目標を明確で理解しやすいものに改善すること ③ 道徳の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善すること ④ 多様で効果的な道徳教育の指導方法へと改善すること ⑤ 「特別の教科 道徳」（仮称）に検定教科書を導入すること ⑥ 一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価を充実すること 中央教育審議会答申を踏まえ、平成27年3月27日に学校教育法施行規則が改正されるとともに、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部改正の告示が公示された。 今回の改正では、いじめ問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点から内容を改善すること、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどが示された。また、発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え向き合う「考える道徳」、 「議論する道徳」へと転換を図るものとなった。

### (2) 学習指導要領の一部改正の概要

特別の教科 道徳	道徳の時間に代えて位置付ける特別の教科である道徳（以下「道徳科」という）に関することが第3章で示された。
道徳教育と 道徳科の目標	目標を明確で理解しやすいものにするとともに、道徳教育も道徳科も、その目標は、最終的には「道徳性」を養うことであることを前提としつつ、各々の役割と関連性を明確にした。
内容項目	小学校から中学校までの内容の体系的性を高めるとともに、構成やねらいを分かりやすく示して指導の効果を上げるなどの観点から改善を図り、それぞれの内容項目にその内容を端的に表す言葉を付記した。小学校では「個性の伸長」「相互理解、寛容」「公正、

公平、社会正義」「国際理解、国際親善」「よりよく生きる喜び」が学年によって新設された。

**指導上の配慮事項** 問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れるなど、児童生徒が道徳的価値を自分との関わりで考えることができるような指導方法を工夫することが示された。

**教材の留意事項** ねらいを達成するのにふさわしいものであることや、多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであることなどの観点に照らして、適切と判断されるものであることが示された。

**評価** 児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努めることとし、数値などによる評価は行わないことが示された。

### (3) 道徳教育と道徳科の目標

**道徳教育の意義** 人間は、本来、人間としてよりよく生きたいという願いを持っている。この願いの実現を目指して生きようとするところに道徳が成り立つ。道徳教育とは、人間が本来持っているこのような願いやよりよい生き方を求め実践する人間の育成を目指し、その基盤となる道徳性を養う教育活動である。教育は人格の完成を目的としている。道徳教育はこの人格の形成の基本に関わるものである。

**道徳教育の目標** 小学校（特別支援学校小学部）、中学校（同中学部）ともに、学習指導要領総則において次のように示されている。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

道徳教育の目標は、教育全体の目標にも通じるものであるため、固有の目標として「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」と規定し、道徳教育の役割が道徳性の育成にあることを明示している（道徳性については後述）。

また、前段の「道徳教育の展開と道徳科」には、次のように示されている。

学校における道徳教育は、特別の教科である道徳〔以下「道徳科」という。〕を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、〈外国語活動、〉総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、〈児童〉（生徒）の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。

〈 〉は小学校・小学部（ ）は中学校・中学部

**小学校及び中学校における道徳科の目標**

総則を受け、道徳科の目標は次のように示されている。

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の生き方（人間としての生き方）についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

（ ）は中学校

特別支援学校小学部及び中学部の目標は、それぞれ小学校、中学校に準ずる（原則として同一という意味）。なお、知的障害者の児童生徒を教育する場合は、特に必要があれば、各教科、道徳科、特別活動及び自立活動の全部又は一部について合わせて授業を

行うことができるとされている。

## 高等学校における道徳教育

平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、高等学校における道徳教育の目標として、「人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」と示された。公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動を中核的な指導の場面とし、学校の教育活動全体を通じて行うものとしている。また、各学校や生徒の実態に応じて重点化した道徳教育を行うために、高等学校においても、道徳教育推進教師を位置付けることが示された。

特別支援学校高等部は高等学校に準ずる。なお、知的障害者の生徒を教育する場合は、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行うとされている。

## 道徳性

道徳性とは、人間としてよりよく生きようとする人格的特性であり、道徳教育は道徳性を構成する諸様相である道徳的判断力、道徳的心情、道徳の実践意欲と態度を養うことを求めている。道徳性の諸様相については、様々な考え方があるが、学校教育において道徳教育を行うに当たっては、次のように捉えるようにする。

**道徳的判断力** それぞれの場面において善悪を判断する能力。人間として生きるために道徳的価値が大切なことを理解し、様々な状況下において人間としてどのように対処することが望まれるかを判断する力。

**道徳的心情** 道徳的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感情。人間としてのよりよい生き方や善を志向する感情。

**道徳的実践意欲と態度** 道徳的判断力や道徳的心情によって価値があるとされた行動をとろうとする傾向性。道徳的実践意欲は、道徳的価値を實現しようとする意志の働きであり、道徳的態度は、それらに裏付けられた具体的な道徳的行為への身構え。

## (4) 道徳科の内容

### 内容の捉え方

道徳科の内容は、教師と児童生徒が人間としてのよりよい生き方を求め、共に考え、共に語り合い、その実行に努めるための共通の課題である。学校の教育活動全体の中で、様々な場や機会を捉え、多様な方法によって進められる学習を通して、児童生徒自らが調和的な道徳性を養うためのものである。

### 四つの視点

道徳教育の目標を達成するために指導すべき内容項目を次の四つの視点に分けている。その視点から内容項目を分類整理し、内容の全体構成及び相互の関連性と発展性を明確にしている。

#### A 主として自分自身に関すること

自己の在り方を自分自身との関わりで捉え、望ましい自己の形成を図ることに関するもの

#### B 主として人との関わりに関すること

自己を人との関わりにおいて捉え、望ましい人間関係の構築を図ることに関するもの

#### C 主として集団や社会との関わりに関すること

自己を様々な社会集団や郷土、国家、国際社会との関わりにおいて捉え、国際社

会と向き合うことが求められている我が国に生きる日本人としての自覚に立ち、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な道徳性を養うことに関するもの

D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

自己を生命や自然、美しいもの、気高いもの、崇高なものとの関わりにおいて捉え、人間としての自覚を深めることに関するもの

## 内容項目

内容項目数は、次頁のとおりである。全ての内容項目について適切に指導しなければならない。また、内容項目は、関連的、発展的に捉えて取り扱うことが大切であり、計画の作成や指導に際して配慮と工夫が求められる。

各学校においては、児童生徒や学校の実態などを考慮して目標を設定し、重点的指導を工夫することが大切である。各内容項目の充実を図る中で、各学校として更に重点的に指導したい内容項目をその中から選び、多様な指導を工夫することによって、内容項目全体の指導を効果的に行う必要がある。

例えば、次のような工夫が考えられる。

- ・その内容項目に関する指導について年間の授業時数を多く取ること
- ・一つの内容項目を何回かに分けて指導すること
- ・幾つかの内容項目を関連付けて指導すること 等

視 点	学校段階・学年段階			中学校
	1・2年	3・4年	5・6年	
A 主として自分自身に関すること	5	5	6	5
B 主として人との関わりに関すること	4	5	5	4
C 主として集団や社会との関わりに関すること	7	7	7	9
D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること	3	3	4	4
内容項目数	19	20	22	22

## (5) 道徳科の指導計画

### 指導計画作成 の方針と推進 体制の確立

道徳科の指導は、学校の道徳教育の目標を達成するために行うものであることから、学校においては、校長が道徳教育の方針を明確にし、指導力を発揮して、全教師が協力して道徳教育を展開するため、道徳教育の推進を主に担当する教師（道徳教育推進教師）を中心として、道徳教育の全体計画に基づく道徳科の年間指導計画を作成する必要がある。

### 道徳教育推進 教師の役割

機能的な協力体制を整えるためには、道徳教育推進教師の役割を明確にしておく必要がある。その役割としては、以下に示すような事柄が考えられる。

- ① 道徳教育の指導計画の作成に関すること
- ② 全教育活動における道徳教育の推進、充実に関すること
- ③ 道徳科の充実と指導体制に関すること
- ④ 道徳用教材の整備・充実・活用に関すること
- ⑤ 道徳教育の情報提供や情報交換に関すること
- ⑥ 道徳科の授業公開など家庭や地域社会との連携に関すること
- ⑦ 道徳教育の研修の充実に関すること
- ⑧ 道徳教育における評価に関すること など

## 道徳教育の 全体計画

道徳教育の全体計画は、学校における道徳教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通して、道徳教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画である。したがって、次の事項を含めて作成することが望まれる。〈 〉は小学校・小学部

### ① 基本的把握事項

- ア 教育関係法規の規定、時代や社会の要請や課題、教育行政の重点施策
- イ 学校や地域の実態と課題、教職員や保護者の願い
- ウ 児童生徒の実態や発達の段階等

### ② 具体的計画事項

- ア 学校の教育目標、道徳教育の重点目標、各学年の重点目標
- イ 道徳科の指導の方針
- ウ 各教科、〈外国語活動、〉総合的な学習の時間及び特別活動などにおける道徳教育の指導の方針、内容及び時期
- エ 特色ある教育活動や豊かな体験活動における指導との関連
- オ 学級、学校の人間関係、環境の整備や生活全般における指導の方針
- カ 家庭、地域社会、関係機関、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等との連携の方針
- キ 道徳教育の推進体制
- ク その他（次年度の計画に生かすための評価の記入欄、研修計画や重点的指導に関する添付資料等を記述するなど）

また、作成した全体計画は、家庭や地域社会の積極的な理解と協力を得るとともに、様々な意見を聞き一層の改善に役立てるために、その趣旨や概要等を学校通信に掲載したり、ホームページで紹介したりするなど、積極的に公開していくことが求められる。

## 別 葉

全体計画を一覧表にして示す場合は、必要な各事項について文章化したり、具体化したりしたものを加えるなどの工夫が望まれる。例えば、次のような内容を別葉にして加えるなどして、年間を通して具体的に活用しやすいものとするのが考えられる。

- ・各教科等における道徳教育に関わる指導の内容及び時期を整理したもの
- ・道徳教育に関わる体験活動や実践活動の時期等が一覧できるもの
- ・道徳教育の推進体制や、家庭や地域社会等との連携のための活動等が分かるもの

## 年間指導計画

年間指導計画は、道徳科の指導が、道徳教育の全体計画に基づき、児童生徒の発達の段階に即して計画的、発展的に行われるように組織された全学年にわたる年間の指導計画である。各学校が創意工夫をして作成するものであり、特に次の内容を明記しておくことが必要である。

### ① 各学年の基本方針

### ② 各学年の年間にわたる指導の概要

- ア 指導の時期
- イ 主題名
- ウ ねらい
- エ 教材
- オ 主題構成の理由
- カ 学習指導過程と指導の方法
- キ 他の教育活動等における道徳教育との関連
- ク その他（校長や教頭などの参加、他の教師の協力的な指導の計画、保護者や地域の人々の参加・協力の計画など）

なお、道徳科の指導の時期、主題名、ねらい及び教材を一覧にした配列表だけでは年間指導計画としては機能しにくい。そのような一覧表を示す場合においても、学習指導過程等を含むなど、各時間の指導の概要が分かるものを加えることが求められる。

## 指導内容の 重点化

道徳教育を進めるに当たっては、児童生徒の発達の段階や特性等を踏まえるとともに、学校、地域社会等の実態や課題に応じて、学校としての指導の重点に基づき各学校段階の指導内容についての重点化を図ることが大切である。

どのような内容を重点的に指導するかは、最終的には、各学校が学校の実情や児童生徒の実態などを踏まえ決定するものであるが、その際には社会的な要請や今日的課題についても考慮し、次のような配慮を行うことが求められる。

### 【小学校】

各学年：自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てること

低学年：挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを守ること

中学年：善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ること

高学年：相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること

### 【中学校】

① 自立心や自律性を高め、規律ある生活をする事

② 生命を尊重する心や自分の弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること

③ 法やきまりの意義に関する理解を深めること

④ 自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと

⑤ 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けること

これらと併せて、人間としての生き方について理解を深めることは、全学年を通じ、学校教育のあらゆる機会を捉えて、全ての内容項目と関わるように配慮する。

### 【高等学校】

① 自立心や自律性を高め、規律ある生活をする事

② 生命を尊重する心を育てること

③ 社会連帯の自覚を高め、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと

④ 義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うこと

⑤ 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けること

これらと併せて、中学校までの道徳科の学習を通じた道徳的諸価値の理解に考慮し指導するよう配慮する。

## (6) 道徳科の指導

### 基本方針

道徳科においては、各教科、〈外国語活動、〉総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、年間指導計画に基づき、〈児童〉（生徒）や学級の実態に即して、（道徳科の特質に基づく）適切な指導を展開しなければならない。

〈〉は小学校・小学部 （ ）は中学校・中学部

そのために、次のような指導の基本方針を明確にして指導に当たる必要がある。

小学校・小学部	中学校・中学部
① 道徳科の特質を理解する	① 道徳科の特質を理解する
② 教師と児童、児童相互の信頼関係を基盤に置く	② 信頼関係や温かい人間関係を基盤に置く
③ 児童の自覚を促す指導方法を工夫する	③ 生徒の内面的な自覚を促す指導方法を工夫する
④ 児童の発達や個に応じた指導を工夫する	④ 生徒の発達や個に応じた指導方法を工夫する
⑤ 問題解決的な学習、体験的な活動など多様な指導方法の工夫をする	⑤ 問題解決的な学習、体験的な活動など多様な指導方法の工夫をする
⑥ 道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実する	⑥ 道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実する

## 道徳科の特質を生かした学習指導

道徳科の学習指導過程は、一般的に、導入、展開、終末の各段階を設定することが広く行われている。このような指導を基本とするが、学級の実態、指導の内容や教師の指導の意図、教材の効果的な活用などに合わせて弾力的に扱うなど、各段階での多様な工夫をすることが大切である。

## 学習指導の多様な展開

道徳科の学習指導を構想する際には、学級の実態、児童生徒の発達の段階、指導の内容や意図、教材の特質、他の教育活動との関連などに応じて柔軟な発想を持つことが大切である。そのことによって、例えば、次のような学習指導を構想することができる。

### ① 多様な教材を生かした指導

道徳科では、道徳的な行為を題材とした教材を用いることが広く見られる。

教材については、例えば、伝記、実話、意見文、論説文、物語、詩、劇などがあり、多様な形式のものを用いることができる。文部科学省のホームページ「道徳教育」に掲載されている読み物資料や、宮城県教育委員会作成の教育資料集「みやぎの先人集 未来への架け橋」等も活用したい。

・文部科学省「道徳教育」

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/doutoku/](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/doutoku/)



### ② 体験の生かし方を工夫した指導

【小学校】児童が日常の体験やそのときの感じ方や考え方を生かして道徳的価値の理解を深めたり、自己を見つめたりする指導の工夫をすることが大切である。

【中学校】生徒が日常の体験を想起する問い掛けをしたり、体験したことの実感を深めやすい教材を生かしたり、実物の観察や実験等を生かした活動、対話を深める活動、模擬体験や追体験的な表現活動を取り入れたりすることも考えられる。

### ③ 各教科等との関連をもたせた学習の指導

各教科等における学習と道徳科の指導のねらいが同じ方向を持つものである場合、学習の時期や教材を考慮したり、相互に連携を図ったりした指導を進めると、指導の効果を一層高めることが期待できる。その際、他教科等と道徳科それぞれの特質が生かされた関連となるように配慮することが大切である。

### ④ 道徳科に生かす指導方法の工夫

道徳科のねらいを達成するには、児童生徒の感性や知的な興味などに訴え、児童生徒が問題意識を持ち、主体的に考え、話し合うことができるように、ねらい、児童生徒の実態、教材や学習指導過程などに応じて、最も適切な指導方法を選択し、工夫して生かしていくことが必要である。

指導方法の工夫の例としては、次のようなものが挙げられる。

	ア 教材を提示する工夫      イ 発問の工夫      ウ 話し合いの工夫 エ 書く活動の工夫      オ 動作化、役割演技等の表現活動の工夫 カ 板書を生かす工夫      キ 説話の工夫
<b>指導の配慮事項</b>	道徳科の指導の一層の創意工夫と充実を図るために、次のような配慮すべき観点が表示されている。 ① 道徳教育推進教師を中心とした指導体制 ② 道徳科の特質を生かした計画的・発展的な指導 ③ 児童生徒が主体的に道徳性を養うための指導 ④ 多様な考え方を生かすための言語活動 ⑤ 問題解決的な学習など多様な方法を取り入れた指導 ⑥ 情報モラルと現代的な課題に関する指導 ⑦ 家庭や地域社会との連携による指導
<b>教材の開発と活用の創意工夫</b>	児童生徒の発達段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用を努めることが大切である。 具体的には、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材として、児童生徒が問題意識を持って多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用が求められる。
<b>道徳科に生かす教材</b>	道徳科に生かす教材は、児童生徒が道徳的価値の理解を基に自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習に資するものでなければならない。また、児童生徒が人間としての在り方や生き方などについて多様に感じ、考えを深め、互いに学び合う共通の素材として重要な役割を持っている。 道徳科に用いられる教材の具備する要件として、次の点を満たすことが大切である。 ① 児童生徒の発達段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること ② 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童生徒が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること ③ 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること

## (7) 道徳科の評価

<b>道徳教育における評価の意義</b>	学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育における評価は、他者との比較ではなく児童生徒一人一人の持つ良い点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、年間や学期にわたって児童生徒がどれだけ成長したかという視点を大切にすることが重要である。つまり、教師が児童生徒一人一人の人間的な成長を見守り、児童生徒自身の自己のよりよい生き方を求めていく努力を評価し、それを勇気付ける働きを持つようにすることが求められる。そして、それは教師と児童生徒の温かな人格的な触れ合いに基づいて、共感的に理解されるべきものである。
<b>道徳科における評価の意義</b>	道徳科の評価については、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないとしており、これは、道徳科において養うべき道徳性は、児童生徒の人格全体に関わるものであり、数値などによって不用意に評価してはならないことを特に明記したもので

ある。したがって教師は、各授業における指導のねらいとの関わりにおいて、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を様々な方法で捉えて、個々の児童生徒の成長を促すとともに、それによって自らの指導を評価し、改善に努めることが大切である。

## 評価の 基本的な 考え方

学習活動において児童生徒が道徳的価値やそれらに関わる諸事象について他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視する。また、個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とし、他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行う。

## 評価のための 具体的な工夫

児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握し、評価するための工夫例としては、次のようなものが挙げられる。

- ・児童生徒の学習の過程や成果などの記録を計画的にファイルに蓄積したもの
- ・児童生徒が道徳性を養っていく過程での児童生徒自身のエピソードを累積したもの
- ・作文やレポート、スピーチやプレゼンテーションなど具体的な学習の過程
- ・児童生徒が行う自己評価や相互評価

## 組織的・ 計画的な 評価の推進

道徳科の評価を推進するに当たっては、学習評価の妥当性、信頼性等を担保することが重要であり、そのため、評価は個々の教師が個人的に行うのではなく学校として組織的・計画的に行われる必要がある。

例えば、学年ごとに評価のために集める資料や評価方法等を明確にしておくことや、評価結果について教師間で検討し、評価の視点などについて共通理解を図ること、評価に関する実践事例を蓄積し共有することなどが重要である。

## 発達障害等の ある児童生徒 に対する配慮

発達障害等のある児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握するため、道徳的価値の理解を深めていることをどのように見取るのかという評価資料を集めたり、集めた資料を検討したりするに当たっては、相手の気持ちを想像することが苦手であることや、望ましいと分かっているもおそれにできないことがあるなど、一人一人の障害の特性により学習の過程で考えられる困難さの状態をしっかりと踏まえた上で、評価することが重要である。

## 12 特別活動

### (1) 特別活動の目標

学習指導要領の特別活動の目標は、「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の三つを重要な視点として、育成する資質・能力の三つの柱に沿って、以下のように整理されている。

#### 小・中学校

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- ① 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- ② 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- ③ 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己（人間として）の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

#### 高等学校

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- ① 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- ② 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- ③ 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

「集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ」とは、各教科等における見方・考え方を総合的に働かせながら、自己及び集団や社会の問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に向けた実践に結び付けることである。

「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して」の部分には学習の過程を示している。

#### 基本的な性格

特別活動は、様々な集団活動を通して、課題を見だし、その改善・解消に向け、よりよい集団や学校生活を目指して行われる様々な活動の総体である。児童生徒の人間形成に大きな役割を担っており、また、学校生活や学習の基盤としての集団づくりに重要な役割を果たしている。小・中・高校生の発達的な特質を踏まえた指導を行うことが大切になる。

#### 意義

特別活動の教育活動全体における意義として4点強調されている。

- ① 「様々な集団活動」を通し「自主的、実践的な活動を重視」することで特別活動だからこそ育成できる資質・能力を育むこと。

- ② 学級（ホームルーム）がよりよい生活集団や学習集団へと向上するためには、教師の意図的・計画的な指導と児童生徒の主体的な取組が不可欠であり、特別活動が学級経営の要となること。
- ③ 各教科等で育成した資質・能力を実生活で活用できるようにする役割を果たすとともに、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。
- ④ 特別活動の充実が学級（ホームルーム）や学校文化の創造につながるとともに、特色ある学級・学校文化が特別活動の充実につながることを。

## (2) 各活動・学校行事の目標及び内容

<b>学級活動・ホームルーム活動</b>	<p>学級（ホームルーム）や学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級（ホームルーム）での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、(1)の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 学級（ホームルーム）や学校における生活づくりへの参画</li> <li>② 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全</li> <li>③ 一人一人のキャリア形成と自己実現</li> </ol>
<b>児童会活動・生徒会活動</b>	<p>異年齢の児童生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て、役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、(1)の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 児童会（生徒会）の組織づくりと児童会活動（生徒会活動）の計画や運営</li> <li>② 異年齢集団による交流（小学校）</li> <li>③ 学校行事への協力</li> <li>④ ボランティア活動などの社会参画（中・高等学校）</li> </ol>
<b>クラブ活動（小学校）</b>	<p>異年齢の児童同士で協力し、共通の興味・関心を追求する集団活動の計画を立てて運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、個性の伸長を図りながら、(1)の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① クラブの組織づくりとクラブ活動の計画や運営</li> <li>② クラブを楽しむ活動</li> <li>③ クラブの成果の発表</li> </ol>
<b>学校行事</b>	<p>全校又は学年の児童生徒（全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団）で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、(1)の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 儀式的行事</li> <li>② 文化的行事</li> <li>③ 健康安全・体育的行事</li> <li>④ 遠足（旅行）・集団宿泊的行事</li> <li>⑤ 勤労生産・奉仕的行事</li> </ol>

### (3) 指導計画の作成と内容の取扱いについて

#### 指導計画の作成に当たっての配慮事項

指導計画の作成に当たっての配慮事項は、以下の5点である。

- ① 主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めること。
- ② 学校の創意工夫を生かし、学級（ホームルーム）や学校、地域の実態、児童生徒の発達の段階などを考慮するとともに各教科・科目、道徳科、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間などの指導との関連を図り、児童生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。
- ③ 個々の児童生徒についての理解を深め、教師と児童生徒、児童生徒相互の信頼関係を育み、学級（ホームルーム）経営の充実を図ること。特に、いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図ること。
- ④ 障害のある児童生徒などについて、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- ⑤ 道徳教育の内容との関連を考慮すること。

#### 内容の取扱いについての配慮事項

内容の取扱いについての配慮事項は、以下の4点である。

- ① 児童生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにすること。
- ② 各学年において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、必要に応じて、内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。
- ③ 学校生活への適応や人間関係の形成、進路の選択などについては、ガイダンスとカウンセリング（教育相談を含む）の双方の趣旨を踏まえた指導を行うこと。
- ④ 異年齢集団や幼児、高齢者、障害のある人々や幼児児童生徒との交流等を通して、協働することや社会に貢献することの喜びを得る活動を重視すること。

特別支援学校においては、小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領（特別活動）に準ずるほか、次の事項に配慮すること。

- 少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにする。
- 児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育てるために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
- 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、個々の児童生徒に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導すること。

### (4) 特別活動における評価

特別活動の特質と各学校の創意工夫を生かすということから、各学校で各活動・学校行事について具体的な評価の観点を設定し、評価の時期、方法を明らかにする必要がある。評価において大切な点は、以下の4点である。

- ① 一人一人のよさや可能性を積極的に認めるようにするとともに、各個人の活動状況を基に進める。
- ② 自己の活動状況を振り返り、新たな目標や課題を持てるようにするために、活動

の過程における児童生徒のよさを多面的・総合的に評価する。

- ③ ポートフォリオ的な教材などを活用して、自己評価や相互評価を工夫し、評価の参考資料として適切に活用する。
- ④ 具体的な評価の観点を設定し、教員間の共通理解と連携を十分に図る。

## 13 放射線等に関する指導

### 放射線に関する指導について

放射線は、五感で感じることはできないが、常に身の回りに存在しているものである。放射線の種類や性質について正しい知識を身に付けた上で、その利用における影響や課題について理解を深めることが重要である。各学校においては、地域、児童生徒の実態に応じ、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付け、自ら考え行動できるようにすることが求められているため、文部科学省発行の副読本などを活用した指導が求められる。また、副読本については、令和6年度から1人1台端末用にも作成されているため、従来のものと併せて、各学校の実態に合った活用法を選択することができる。

学習形態は、学級単位や学年単位など、指導の内容や指導方法により、学習効果を考慮した形態をとる。教育課程における扱いは、放射線に関する科学的な理解や、科学的に思考し情報を正しく理解する力を育成することとしており、各教科（生活科、社会科、理科、体育科、保健体育科等）、道徳科、特別活動、総合的な学習（探究）の時間を活用し、教科横断的に実施する。横断的な教育内容として環境教育、防災教育、健康教育、人権教育において取り扱うこともできる。指導時数については、児童生徒の実態に応じて柔軟に設定することも考えられる。

また、児童生徒への指導と併せて、保護者会等において保護者への啓発を行うことで、放射線に関する知識と理解を深めることが望ましい。

### 原子力災害時における安全の指導

「みやぎ学校安全基本指針」に基づいた指導の展開を原則とし、身に付けさせたい事項として、下記の事項について指導する。

#### (1) 原子力災害についての指導

原子力災害についての基本的な内容や、原子力災害発生時にどのような行動を取ればよいのか、また、被ばくを少なくして生活するための方法などについて指導するとともに、緊急事態等に備えた対策について理解させる。

#### (2) 放射線の人体に対する影響についての指導

外部被ばくと内部被ばくについて理解させ、人体に影響する被ばく量や疾病との関わりについて学ばせる。

#### (3) 原子力災害発生時における地域住民の初期行動の仕方についての指導

原子力緊急事態が発生したとき、自治体等からの正しい情報を待ち、それに従った避難行動を取ることの必要性について理解させ、適切な避難場所を選択することを学ばせる。

#### (4) 原子力災害時の医療面の対応についての指導

原子力災害時の医療機関の仕組みを理解させるとともに、その対応について指導する。

### 関係資料

- ・文部科学省「放射線副読本（令和6年改訂）」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/housyasen/1410005\\_00004.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/housyasen/1410005_00004.html)

「小学生のための放射線副読本～放射線について学ぼう～」

「中学生・高校生のための放射線副読本～放射線について考えよう～」

- ・宮城県ホームページ「みやぎ学校安全基本指針」（平成24年10月）

52、53ページ（原子力災害時の安全）

<https://www.pref.miyagi.jp/site/gakkou-anzen-bousai/anzenkihons>

[hishin.html](https://www.pref.miyagi.jp/site/gakkou-anzen-bousai/anzenkihons)



## 14 生徒指導

※文部科学省「生徒指導提要」（2023年2月 第1.0.1版）（以下、「提要」とする。）  
を活用のこと

[https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt\\_jidou01-000024699-201-1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf)

本文中の「不登校」の表記は、「提要」「学習指導要領」の引用によるもの。

宮城県では、令和7年度より「不登校」に代わる表現として「学校に登校していない児童生徒」を使用。



### (1) 生徒指導の意義等

#### 生徒指導とは (提要P12～)

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものと言える。

#### 生徒指導の 目的

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

#### 自己指導能力 の育成

生徒指導の目的を達成するためには、児童生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることが重要である。自己指導能力とは、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」「何をするべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択、設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を判断し、実行する力である。

#### 生徒指導の 実践上の視点 (提要P14～)

多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に課題に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感することが大切であり、以下にその際に留意する実践上の視点を示す。

##### ① 自己存在感の感受

「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を、児童生徒が実感することが大切である。また、ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感や、他者のために役立った、認められたという自己有用感を育むことも極めて重要である。

##### ② 共感的な人間関係の育成

失敗を恐れない、間違いやできないことを笑わない、むしろ、なぜそう思ったのか、どうすればできるようになるのかを皆で考える支持的で創造的な学級・ホームルームづくりが生徒指導の土台となる。そのためには、自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる相互扶助的で共感的な人間関係をいかに早期に創りあげるかが重要となる。

##### ③ 自己決定の場の提供

授業場面で自らの意見を述べる、観察・実験・調べ学習等を通じて自己の仮説を

検証してレポートする等、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等の体験が何より重要である。児童生徒の自己決定の場を広げていくために、学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めていくことが求められる。

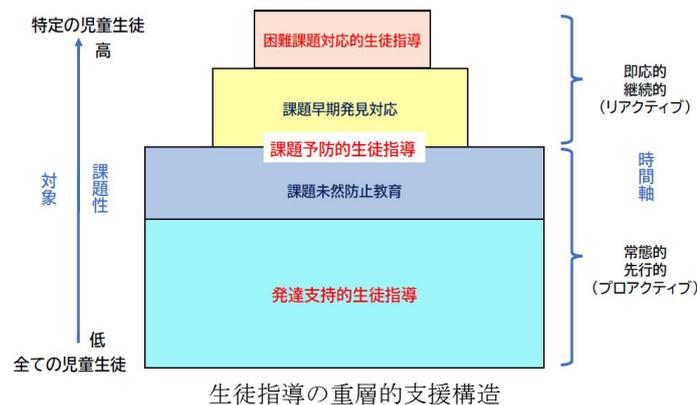
④ 安全・安心な風土の醸成

お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒自らがつくり上げるようにすることが大切である。

(2) 成長・発達を支える生徒指導の展開—重層的支援構造—

生徒指導の重層的支援構造 (提要P17~)

生徒指導と言うと、課題が起き始めたことを認知してからすぐに対応する（即時的）あるいは困難な課題に組織的に粘り強く取り組む（継続的）というイメージが今も根強く残っている。しかし、起きてからどう対応するかということ以上に、どうすれば起きないようにするのかという点に注力することが大切である。



① 発達支持的生徒指導

特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものである。教職員は、児童生徒の「個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える」ように働きかける。

② 課題未然防止教育

全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムを実施する。

③ 課題早期発見対応

課題の予兆行動が見られたり、問題行動のリスクが高まったりするなど、気になる一部の児童生徒を対象に、深刻な問題に発展しないように、初期の段階で諸課題を発見し、対応する。

④ 困難課題対応的生徒指導

いじめ、不登校、少年非行、児童虐待など特別な指導・援助を必要とする特定の児童生徒の背景には、個人の性格や社会性、発達障害といった個人的要因、家庭的要因、また、友人間での人間関係に関する要因など、様々な要因が絡んでいる。課

題の背景を十分に理解した上で、課題に応じて校内連携型支援チームやネットワーク型支援チームを編成して、計画的・組織的・継続的な指導・援助を行う。

**学習指導と  
生徒指導の  
一体化  
(提要P39~)**

学習指導において、児童生徒一人一人に対する理解の深化を図った上で、安全・安心な学校・学級の風土を創り出す、児童生徒一人一人が自己存在感を感じられるようにする、教職員と児童生徒の信頼関係や児童生徒相互の人間関係づくりを進める、児童生徒の自己選択や自己決定を促すといった生徒指導の実践上の視点を生かすことにより、その充実を図っていく。

**(3) 生徒指導の方法**

**児童生徒理解  
(提要P23~)**

生徒指導を進めていく上で、その基盤となるのは児童生徒一人一人についての児童生徒理解の深化を図ることである。(各校種「学習指導要領解説 総則編 生徒指導の充実」文部科学省)

生徒指導の基本は、教職員の児童生徒理解であり、児童生徒を心理面のみならず、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面から総合的に理解していくことが重要である。また、日頃のきめ細かい観察力や学年担当、教科担任、部活動等の顧問等による複眼的な広い視野からの児童生徒理解に加え、養護教諭、スクールカウンセラー(以下「SC」)、スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)等の専門的な立場からの児童生徒理解を行うことが大切である。この他、生活実態調査、いじめアンケート調査等の調査データに基づく客観的な理解も有効である。特に、教育相談では、児童生徒の声を、受容・傾聴し、相手の立場に寄り添って理解しようとする共感的理解が重要である。加えて、的確な児童生徒理解を行うためには、児童生徒と保護者、教職員がお互いに理解を深めることが大切である。児童生徒や保護者に対して、教職員が積極的に、生徒指導の方針や意味などについて伝え、発信して、教職員や学校側の考えについての理解を図る必要がある。

**集団指導と  
個別指導  
(提要P24~)**

集団指導では、社会の一員としての自覚と責任、他者との協調性、集団の目標達成に貢献する態度の育成を図る。児童生徒は役割分担の過程で、各役割の重要性を学びながら、協調性を身に付けることができる。教職員は児童生徒があらゆる場面において、人として平等な立場で互いに理解し信頼した上で、集団の目標に向かって励まし合いながら成長できる集団をつくるのが大切である。

個別指導には、集団から離れて行う指導と、集団指導の場面においても個に配慮することの二つの概念がある。個の課題や家庭・学校環境に応じた、適切かつ切れ目のない生徒指導を行うことが大切となる。

**ガイダンスと  
カウンセリング  
(提要P26~)**

生徒指導上の課題に対し、一人一人の発達を支える働きかけの両輪として、ガイダンスとカウンセリングの双方による支援が重要である。(学習指導要領第1章「総則」)

- ・ガイダンスの観点から、学校生活への適応やよりよい人間関係の形成、学習活動や進路等における主体的な取組や選択及び自己の生き方などに関して、全ての児童生徒に、組織的・計画的に情報提供や説明を行う。
- ・カウンセリングの観点から、児童生徒一人一人の生活や人間関係などに関する悩みや迷いなどを受け止め、自己の可能性や適性についての自覚を深めるように働きかけたり、適切な情報を提供したりしながら、児童生徒が自らの意志と責任で選択、決定することができるようにするための相談・助言等を個別に行う。

<b>チーム支援による組織的対応</b> (提要P27～)	<p>深刻化、多様化、低年齢化する生徒指導の諸課題を解決するためには、学級・ホームルーム担任が一人で問題を抱え込まずに保護者、学校内の複数の教職員、関係機関の専門家、地域の人々等が、アセスメント*に基づいて、支援チームを編成して、課題予防的生徒指導や困難課題対応的生徒指導を行う。チーム支援においては、児童生徒の学習情報、健康情報、家庭情報等の個人情報扱うため、守秘義務や説明責任等に注意しなければならない。</p> <p>* アセスメントとは、当該児童生徒の課題に関連する問題状況や緊急対応を要する危機の程度等の情報を収集・分析・共有し、課題解決に有効な支援仮説を立て、支援目標や方法を決定するための資料を提供するプロセスのこと。</p>
----------------------------------	--

#### (4) 教育相談

<b>教育相談の目的</b> (提要P80～)	<p>教育相談の目的は、児童生徒が将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成するように働きかけることであり、この点において生徒指導と教育相談は共通している。教育相談は、生徒指導の一環であることを踏まえて、生徒指導と教育相談を一体化させて、全教職員が一致して取組を進めることが必要である。</p>
<b>教育相談を行う際の教職員の姿勢</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 児童生徒理解（アセスメント）に基づいて考える。</li> <li>② 児童生徒の状態が変われば指導・援助方法も変わることから、あらゆる場面に通用する指導や援助の方法は存在しないことを理解し、柔軟な働きかけを目指す。</li> <li>③ どの段階でどのような指導・援助が必要かという時間的視点を持つ。</li> </ol>
<b>発達支持的教育相談</b>	<p>個々の児童生徒の成長・発達の基盤をつくるものであり、様々な資質や能力の積極的な獲得を支援する教育相談活動である。個別面談やグループ面談等の相談活動だけでなく、通常の教育活動を発達支持的教育相談の視点を意識しながら実践することも重要である。</p>
<b>課題予防的教育相談</b>	<p>「課題予防的教育相談」は大きく二つに分類できる。第一は、全ての児童生徒を対象とした、ある特定の問題や課題の未然防止を目的に行われる教育相談である。例としては、全ての児童生徒を対象に、いじめ防止や暴力防止のためのプログラムを、SCの協力を得ながら生徒指導主事と教育相談コーディネーターが協働して企画し、担任や教科担任等を中心に実践する取組などが挙げられる。第二は、ある問題や課題の兆候が見られる特定の児童生徒を対象として行われる教育相談である。例としては、発達課題の積み残しや何らかの脆弱性を抱えた児童生徒、あるいは環境的に厳しい状態にある児童生徒を早期に見つけ出し、即応的に支援を行う場合などが挙げられる。</p>
<b>困難課題対応的教育相談</b>	<p>「困難課題対応的教育相談」は、困難な状況において苦戦している特定の児童生徒、発達や適応上の課題のある児童生徒などを対象とする。ケース会議を開き、教育相談コーディネーターを中心に情報収集を行い、SCやSSWの専門性を生かしながら、教育、心理、医療、福祉などの観点からアセスメントを行い、長期にわたる手厚い支援を組織的に行い課題の解決を目指す。</p>
<b>関係機関との連携</b>	<p>本人に必要な関係機関と連携する際には、虐待が疑われるケースを除き、本人だけでなく、保護者の理解と丁寧な説明が必要になる。この説明と納得の過程（インフォームド・コンセント）なしに外部機関を紹介すると、児童生徒本人や保護者に「学校に見捨てられた」「学校ではどうにもならないほどひどい状態なのか」という不安を与えることにもなりかねないため、十分な配慮が求められる。また、外部機関とつながってから</p>

も、対応を委ねるだけではなく、学校と関係機関が責任を分け持つことが大切である。

- ・総合教育センター（登校・発達支援相談室「りんくるみやぎ」）

相談内容：登校に関する悩み相談、いじめ、学業・進路等子供の心と教育全般に関する教育相談、発達障害及び発達の遅れや偏り等の子供の教育相談

相談対象：幼児（発達支援教育相談のみ）、児童生徒、保護者、教職員

- ・各教育事務所、適応指導教室、各市町村設置のみやぎ子どもの心のケアハウス、児童相談所、精神保健福祉センター、福祉事務所、青少年相談室などの福祉機関、医療機関、警察（生活安全課）、民生・児童委員等



## (5) 生徒指導における取組上の留意点

### 児童の権利に関する条約 (提要P32~)

生徒指導を進める上での留意点として、児童生徒の権利に関する理解、ICTを活用した推進、幼児教育との円滑な接続、社会的な自立に向けた取り組みが求められている。

児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育を行うためには、「児童の権利に関する条約」や「こども基本法」について、共通理念等の理解を深める必要がある。

#### 【児童の権利条約の四つの原則】

日本は、平成2年に「児童の権利に関する条約」に署名し、平成6年に批准し、効力が生じている。この場合の児童とは、18歳未満の全ての者を指す。児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われることが求められている。

第一に児童生徒に対するいかなる差別もしないこと、第二に児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること、第三に児童生徒の命や生存、発達が保障されること、第四に児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利を持っていること、の四つの原則の理解が不可欠である。

#### 【こども基本法】

令和4年6月に公布された「こども基本法」においては、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進すること」が目的として示されている（第1条）。児童の権利に関する条約とともに理解しておく。

### ICTを活用した生徒指導の推進

令和の日本型学校教育の実現に向けて、GIGAスクール構想を踏まえ、今後ICTを活用した生徒指導を推進することが大切である。データを用いた生徒指導と学習指導との関連付けや悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見・対応、教育機会確保のための不登校児童生徒等への支援での活用などが考えられる。

### 幼児教育と小学校教育との円滑な接続

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校（以下「幼保小」という。）の教職員が交流体験や情報交換を通して、相互理解することが大切である。幼保小の接続期におけるスタートカリキュラムの位置付けや役割を踏まえ、入学当初のみならずその後の小学校における生活や学習へのつながりを視野に検討する姿勢が求められる。幼児教育と小学校教育の円滑な接続は、児童が安心して楽しく学習や生活を送ることにもつながる。

**社会的自立に向けた切れ目のない支援**

児童生徒が社会の中で自分らしく生きることができる存在となるように、適切な働きかけを行う。社会的自立に向けた取組を日常の教育活動を通じて実施することが求められる。生涯を見通したキャリア教育や適切な進路指導を行う。必要な場合には、就労支援事業所や子供・若者相談機関などにつなぐといった支援を行う。

**(6) 個別の課題に対する生徒指導**

**いじめ**  
(提要P120~)

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、特定の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

**いじめの定義**

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
(いじめ防止対策推進法 第2条)

**いじめの防止  
・早期発見・  
いじめへの  
対処に当たって  
の基本理念**

- 児童生徒をはじめ、関係者はいかなる理由があってもいじめは許されるものではないという認識に立ち、連携協力しながら、いじめ問題を克服することを目指し、県民一丸となって、いじめを生まない環境づくりに取り組む。
- 児童生徒一人一人の人間関係から生じる心身の苦痛を見逃さず、また、これを認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす深刻な影響や人間の尊厳に関わる問題であることについての理解を深める。
- 十分な原因の究明による再発の防止を含め、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが最も重要であることを認識し、関係者が連携しながら迅速かつ適切に取り組む。  
「宮城県いじめ防止対策推進条例」概要から（平成30年12月1日施行）

**いじめ対応の  
重点事項**

- ・けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。
- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。
- ・いじめが解消している状態とは、①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している、②被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）、という二つの要件が満たされていることを指す。
- ・教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項に違反し得ることから、教職員間での情報共有を徹底する。

**重大事態**

次の場合を重大事態という。

- ① いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

児童生徒・保護者から重大事態に至ったという申立てがあったときには、重大事態が発生したものと法に基づいて対応しなければならない。また、②の重大事態については、年間30日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席している場合には、迅速に調査に着手する必要がある。

**いじめの理解と  
防止のために**

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の心身の安全を守り、児童生徒をいじめに向かわせない学級・学校づくりに、全教職員が取り組んでいく必要がある。また、いじめには多様な態様が

あることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、その児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。いじめは「いじめる側」と「いじめられる側」という二者関係だけではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」の存在によって成り立つ。いじめを防ぐには、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるかどうかポイントになる。

### 暴力行為 (提要P141~)

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、暴力行為を、「自校の児童生徒が故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」と定義している。また、暴力の対象により「対教師暴力」、「生徒間暴力」、「対人暴力」、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四つの形態に分類される。令和5年度の宮城県における暴力行為の発生件数は、高等学校において減少傾向が見られるものの、小学校、中学校においては増加の傾向にあり、全体的にも依然として多くの暴力行為が発生している。そのため、全教職員の共通理解に基づき、未然防止や早期発見・早期対応の取組、家庭・地域社会等の協力を得た地域ぐるみの取組を推進するとともに、関係機関と連携し、生徒指導体制の一層の充実を図ることが求められる。

### 不登校 (提要P221~)

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すように働きかけることが求められる。

### 不登校の理解

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こりうることとして捉える必要がある。また、多様な要因・背景により、結果として不登校になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならない。教職員・保護者・地域の人々等が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢を持つことが、当該児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要である。

### 不登校児童 生徒のアセス メントと支援

不登校の要因は「無気力・不安」、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「親子の関わり方」、「学業不振」、「教職員との関係をめぐる問題」と多岐にわたっている。あそび・非行型の不登校に見えても、丁寧にアセスメントしていくと、背景に親子関係の葛藤や学力の課題等が浮かび上がってくるようなケースも少なくない。不登校の要因や背景を的確に把握するため、学級担任の視点のみならず、SC及びSSW等によるアセスメントが有効である。また、アセスメントにより策定された支援計画を実施するに当たっては、学校、保護者及び関係機関等で支援計画を共有し、組織的・計画的な支援を行うことが重要である。

### 不登校支援の 三つのステップ

不登校で苦しんでいる児童生徒への支援の第一歩は、将来の社会的自立に向けて、現在の生活の中で、「傷ついた自己肯定感を回復する」、「コミュニケーション力やソーシャルスキルを身に付ける」、「人に上手にSOSを出せる」ようになることを身近で支えることに他ならない。その上で、社会的自立に至る多様な過程を個々の状況に応じてたどることができるように支援することが、次の目標になると考えられる。個々の児

児童生徒に求められる自立の姿は実に多様であるため、学校復帰や転学等に際して、形だけを整えるのではなく、個に応じた多様な社会的自立に向けて目標の幅を広げた支援を行うことが必要になる。

①未然防止	すべての児童生徒を対象に、日々の授業や学校生活の中で、児童生徒が「学校に来ることが楽しい」と感じられるような「魅力的な学校づくり」を進める。
②初期対応	不登校の初期対応として、休み始める前の予見と休み始めたときの対応を適切に行い、早期発見・早期対応に努める。
③自立支援	対応してもなお欠席が30日を超え、不登校となった児童生徒については、社会的自立に向けて適切な体制を整え、関係機関と連携した組織的対応や心のケアを実施し、自立支援を行っていく。

### 多様な背景を持つ児童生徒 (提要P268～)

発達障害、精神疾患、健康、家庭や生活背景などは、その一つ一つが直接に学習指導や生徒指導上の課題となる場合もある。加えて、いじめや暴力行為、少年非行、児童虐待、自殺、不登校などの背景に、これらの課題が存在するという場合も少なくない。特に近年、それぞれの課題とその影響がクローズアップされ、関連する法律や通知なども整備される中で、生徒指導においてもそのことを理解した上で取り組むことが強く求められるようになってきている。そのため、教職員は生徒指導を進める前提として、日頃からこれらの内容を理解しておくことが求められる。また、課題が見えにくい場合も多いため、アセスメントを通じて、的確に気付きと対応を行うよう努める必要がある。

### 震災後の児童生徒の心のケア

東日本大震災から14年が経過し、震災の記憶がない、または経験していない児童生徒が増えているが、震災の直接の影響と見られるもののほか、震災による家庭環境や経済状況、地域社会の変化等により、児童生徒への心への影響はあるものと考えられる。

心のケアの充実のため、児童生徒の心の変化や状況を把握する視点を持ち、悩みや不安を抱えている児童生徒の指導・援助に当たっては、S C等の専門家から心の状況の見極めと必要な助言を得ながら、教師が中心となって必要な支援を行う。また、必要に応じてS S Wの活用を図るとともに、外部の関係諸機関等とも連携して支援に当たる体制を整える。

### 関係資料

- ・文部科学省「いじめ対策に係る事例集」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1409466.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1409466.htm)



- ・文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm)



- ・宮城県教育委員会「不登校児童生徒への支援の在り方について」

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/9616/823835.pdf>



## 15 進路指導

### (1) 進路指導の定義と諸活動

#### 進路指導の 定義

進路指導とは、「生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力・態度を身に付けることができるよう、指導・援助すること」である（「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書」（以下、「報告書」とする。））。

とりわけ、青年期の生徒が人間としての生き方を模索し、自己を探求し、価値観を形成していくことを指導・援助することが大切である。卒業後の「社会的自己実現」と「職業的自己実現」のために必要な能力や態度を育て、生徒一人一人が自ら主体的に将来を切り開き社会参画するための力を育てることを目指し、長期的展望に立って指導・援助するという意味での「生き方の指導」とも言える教育活動である。

さらには、進路指導は、各教科・科目、道徳科、特別活動、総合的な学習（探究）の時間など、学校の教育活動全体を通じて計画的・組織的に行われるものであり、同時に、家庭、地域・社会、行政など関係諸機関等と連携・協働して行われるべきものである。

進路指導の活動は、以下の6つの活動を通して実践される。（「進路指導の手引—中学校学級担任編（三訂版）」（文部省 平成6年）に基づいて整理したもの。）

- ① 個人資料に基づいて生徒理解を深める活動と、正しい自己理解を生徒に得させる活動
- ② 進路に関する情報を生徒に得させる活動
- ③ 啓発的経験を生徒に得させる活動
- ④ 進路に関する相談の機会を生徒に与える活動  
例) キャリア・カウンセリングなど
- ⑤ 就職・進学等に関する指導・援助の活動
- ⑥ 卒業者の追指導に関する活動

#### 進路指導の 諸活動

特に⑤の活動は、進路指導の一部にしか過ぎないことを確認しておく必要がある。進路指導は、進路選択が間近に控えた時期となつてからの指導・援助や斡旋だけではなく、入学から卒業までにとどまらず、卒業後の追指導までも包含した計画的・組織的な活動である。

### (2) 教育課程における進路指導の位置付け

#### 小学校の 進路指導

小学校では、「進路指導」と呼ばれる活動は設けられていないが、道徳科や総合的な学習の時間、特別活動などの時間において、「人間としての生き方」について考えを深める活動が行われている。それらの活動を通して、自己及び他者への関心、さらには身の回りの仕事や環境への関心を高め、夢や希望、憧れる自己イメージの獲得と、勤労を重んじ目標に向かって努力する姿勢を養うというねらいは、進路指導のねらいと合致している。

また、小学校学習指導要領の総則においてキャリア教育の充実を図ることが述べられている。本来、キャリア教育は、教育活動全体の中で基礎的・汎用的能力を育むものであることから、小学校段階においても、夢を持つことや職業調べなどの固定的な活動だ

けに終わらず、「働くこと」の現実や必要な資質・能力の育成につなげていく指導が大切である。

さらに、小学校学習指導要領では、特別活動の学級活動の内容に「一人一人のキャリア形成と自己実現」を設けている。キャリア教育で扱う内容は、将来に向けた自己実現に関わるものであり、一人一人の主体的な意思決定を大切にする活動であることから、中学校、高等学校へのつながりを考慮しながら、小学校段階として適切なものを内容として設定する必要がある。

本県では、キャリア教育の内容を前提とした「志教育」が推進されており、その内容を踏まえた日々の様々な教育活動の中で、児童が自分の進路選択の基盤を形成することができるよう児童一人一人、個々の発達段階に応じて指導していく必要がある。

中学校段階では、広がっていく人間関係の中で経験する様々な出来事を通して、自らの人生や生き方への関心が高まり、各々の夢や理想を持つ時期である。一方で、高校入試など現実的な進路選択を迫られ、自分の意思と責任で決定しなければならない時期でもある。

## 中学校の 進路指導

中学校においては、生徒を自分自身と向き合わせることで、現実社会の仕組みや諸課題に目を向けさせることなどを通して、社会における自らの役割や、将来における多様な生き方、働き方等について考えさせるとともに、目標を立てて計画的に取り組む態度を体験を通じて育成し、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力を育みながら、自らの意思と責任において、自己の生き方や進路の選択・決定へと導くことが重要である。

また、小学校と同様に「志教育」の意義を踏まえ、キャリア教育の視点で進路指導を進め、勤労観、職業観の育成も視野に入れていく必要がある。職業体験やオープンスクールなど様々な啓発的経験を通して、生徒一人一人が働く意義や目的を探究し、ある種の望ましい土台に立ちながらも、多様な「自分なりの勤労観、職業観」を形成し、確立していく過程において、支援を行うことが大切である。

## 高等学校の 進路指導

高等学校においては、自我の確立とともに、自己を見詰める目、社会を見詰める目が大きく育つ発達段階の特性を考慮し、きめの細かい指導・支援が求められる。自我の形成が進み、自己がいかにあるべきか考えるとともに、自己の将来に夢や希望を抱き、その実現を目指して進んで学習に取り組む意欲を持ち、自己の個性や適性を踏まえつつ、自らの能力を生かす進路を自らの意志と責任で選択し、決定していくことが求められる。社会への出口が目前に迫った緊張感の中にあっても、（アカデミック）インターンシップやオープンキャンパスといった啓発的経験活動の機会を十分に生かすことで、生徒自身に客観的な視点を持たせながら、主体的な進路選択を促したい。

その際、以下の3点をねらいとして、指導に当たる。

- 進路活動を通して自らの勤労観、職業観について価値観の形成を図らせること
- 進路希望を実現するための諸条件や課題を理解し、検討させ、自分の能力・適性を的確に判断し、自らの将来設計に基づいて、高校卒業後の進路について決定させること
- 進路実現のために取り組むべき課題は何かを考えさせ、実行に移し、理想と現実との葛藤等の体験を通し、様々な困惑を克服するスキルを身に付けさせること

また、高等学校学習指導要領の総則において、「生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を

身に付けていくことができるよう、特別活動を要しつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。」とある。このことから、本県における進路指導についても、キャリア教育の意義を踏まえ、高校における各教育活動を相互に関連させながら、「志教育」の内容を日々の学習活動で展開することによって、生徒一人一人の発達を組織的・体系的に支援し、「生徒みずから、将来の進路の選択、計画をし、就職または進学して、さらにその後の生活によりよく適応し、進歩する能力を伸長する」よう促す必要がある。

### (3) 指導方法

#### 個性・人間性の把握

進路指導に当たっては、生徒個人の能力・適性を的確に把握するとともに、これらを含む個性や人間性を大きく捉えておくことが必要である。授業や学級活動といった日常の学校生活や部活動の様子、また家庭環境や生徒の進路に関する家庭の意向等、幅広く生徒を観察し、情報を収集することが大切である。

#### 進路選択時の指導

本来、進路選択を間近に控えた時期になってからの指導・援助や斡旋だけでは不十分であり、入学時からの計画的、組織的、継続的な指導・援助が重要である。そうした実践を踏まえた上で、進路選択においては、普段の学級における特別活動や学校行事、さらには外部機関との連携による職場体験、オープンスクールや（アカデミック）インターンシップ等の啓発的体験活動等、それまで積み重ねた進路活動によって深められた生徒理解を前提に指導することが求められる。むろん、生徒自身の正しい自己理解の下で、主体的に進路を選択していく過程や環境を大切にしなければならない。さらに、保護者との連携等を通して、生徒が安易な進路選択に陥らず、自己の生き方の問題として捉えられるよう支援することで、自ら主体的に将来を切り開き、社会参画する意識を涵養できるよう促していく必要がある。

#### 進路相談としての支援

進路相談とは、生徒が進路の計画や選択を主体的に行うことができるよう個別に生徒の希望に応じて実施される相談のことである。生徒が自分の能力や適性ととも、自分の置かれている立場や環境を客観的に把握し、意欲を持って進路実現に向かうことができるよう適切なアドバイスを心掛けることが大切である。

また、進路相談は「キャリア・カウンセリング」とも呼ばれる。「キャリア・カウンセリング」とは、「子供たち一人一人の生き方や進路、教科・科目等の選択に関する悩みや迷いなどを受け止め、自己の可能性や適性についての自覚を深めさせたり、適切な情報を提供したりしながら、子どもたちが自らの意志と責任で進路を選択することができるようにするための、個別またはグループ別に行う指導援助」のことであり、「特に、中学校、高等学校の段階では、一人一人に対するきめ細かな指導・援助を行うキャリア・カウンセリングの充実は極めて重要である」とされた（「報告書」）。

### (4) 進路指導とキャリア教育

#### キャリア教育との関連

小学校、中学校、高等学校の各学習指導要領の総則において、児童生徒が「学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること」と明記されている。キャリア教育の充

実を図る中で、特に中学校、高等学校においては、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこととなっている。

ここで示されたキャリア教育と従来の進路指導との関係については、「報告書」で、「進路指導の取組は、キャリア教育の中核をなすといえることができる」と述べられ、さらに平成23年の中央教育審議会答申において、「進路指導のねらいは、キャリア教育の目指すところとほぼ同じ」との見解が示されている。

むろん、キャリア教育と進路指導とは、まったく同一の教育活動を意味するものではない。これらの活動の対象となる範囲の違いを踏まえて行う必要がある。つまり、キャリア教育は、就学前から段階的・体系的に取り組んでいくものであるのに対し、進路指導は、中学校及び高等学校での実践に限定される（その結果、本来の「進路指導」とはかけ離れた、いわゆる「出口指導」といわれる入学試験や就職試験に合格させるためだけの支援や指導のみを「進路指導」と呼ぶ傾向が強かった）。

今後、進路指導においては、キャリア教育の理念に沿って、小学校から中学校・高等学校を含む全ての校種における教育活動全体において、さらに家庭や地域・社会、各種機関との連携も視野に入れながら、子供たちの社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質や能力を育てていくことが、これまで以上に求められる。（「24 キャリア教育」参照）

## 関係資料

・文部科学省ホームページ「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書～児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるために～」

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/023/toushin/04012801/002.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/023/toushin/04012801/002.htm)



・文部科学省ホームページ「高等学校キャリア教育の手引き」

第1章 キャリア教育とは何か 第3節 キャリア教育と進路指導

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/career/1312816.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/1312816.htm)



## 16 図書館教育

### 読書の意義

読書活動は、生涯にわたる人間形成の基礎となる部分であり、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。

子供が生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っている。学校教育法（昭和22年法律第26号）においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第21条第5号）が規定されており、平成29年、30年に公示された学習指導要領においても、言語活動等を充実するとともに、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することとされている。

「令和5年度子供読書活動に関するアンケート」※1によると、11月の1か月間に1冊も紙媒体の本を読まなかった「不読率」（不読者の割合）は、小学生9.4%、中学生20.8%、高校生56.0%であった。紙媒体と電子書籍のどちらも読まなかった児童生徒の不読率は、小学生8.0%、中学生17.1%、高校生45.5%とすべての校種で低下した。特に高校生は、紙の本のみの不読率と比較すると減少率が10.5%と顕著であった。このことから、高校生については、電子書籍を活用した読書が増えてきていることが伺える。一方で、校種ごとの不読率を比較した場合、小・中・高と校種が進むにつれて読書離れが進む傾向は変わらない。今後は、電子書籍も含めた読書活動の推進に向けて取組の一層の強化が求められる。

これらを踏まえ、学校においては、全ての子供が自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともに、デジタルの活用も含めた読書環境を整備することが必要である。その際、子供の読書の量を増やすことのみならず、読書の質も高めていくことが求められている。

さらに、学習指導要領においては、児童生徒の日々の学習や生涯にわたる学びの基盤となる資質・能力の一つとして言語能力を挙げ、「言語能力の育成を図るため、各学校において、必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて児童生徒の言語活動を充実すること。あわせて、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること」と示されている。

※1 宮城県教育庁生涯学習課が本県の児童生徒及び保護者を対象に毎年実施している調査

### 学校における取組

各学校段階において、様々な読書のきっかけづくりにより、子供が生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有により、様々な図書に触れる機会を確保することが重要である。

国においては、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」が、平成17年に「文字・活字文化振興法（平成17年法律第91号）」が施行され、子供の読書環境の充実、各種取組の促進が図られている。

宮城県では、県内の子供の読書活動を積極的に推進するために、「第五次みやぎ子ども読書活動推進計画（令和6年3月）」を策定し、三つの活動方針のもと、具体的な施策を示している。

## 【活動方針】

### 活動方針1 読書に親しむ機会の充実

子どもが主体的に読書に親しむことができるよう、多様な機会の提供や、必要な環境の整備を推進します。

### 活動方針2 読書活動の推進体制の充実

家庭・地域・学校等における読書活動の担い手を育成するとともに、主体的な読書活動が推進されるよう連携・協力体制の充実を図ります。

### 活動方針3 読書活動の普及・啓発

社会全体で子どもの読書活動の意義や重要性の理解が深まるよう、広く普及・啓発に努めます。

## 【具体的な施策】

### 施策1 子どもたちの多様な読書活動の推進

- 子どもが主体的に読書に親しむ機会の充実
  - ・複数の本をテーマに沿って紹介する「ブックトーク」の実施
  - ・家族で同じ本を読み、感想を話し合う家読（うちどく）の実施
  - ・授業前に児童生徒と教員が好きな本を読む「朝読書」の実施
  - ・自然の家での自然体験と連動した読書活動の実施

### 施策2 デジタルを活用した読書活動の推進

- 学校図書館や図書館等におけるデジタルを活用した取組の推進
  - ・アクセシブルな書籍等の読書環境の充実
  - ・デジタルを活用した先進事例の紹介

### 施策3 家庭・地域・学校等の連携による読書活動の推進体制の充実

- 家庭・地域・学校等が連携した読書活動の推進
  - ・家庭教育支援チームの派遣
  - ・地域学校協働活動による学校支援
  - ・入学時等の学校図書館オリエンテーションの実施
  - ・子どもの視点に立った図書館の運営

### 施策4 子どもの読書活動を担う人材の育成

- 読書活動に関わる人材育成の推進
  - ・図書館司書や司書教諭、地域ボランティア等の研修の実施
  - ・読書バリアフリー法やICTの活用に関する研修の実施

### 施策5 普及・啓発活動の促進

- 子どもの読書活動等に関する事業の普及・啓発の実施
  - ・「子ども読書の日」等における読書活動等に関する事業の実施
  - ・「まなびのWEB宮城」等を活用した情報発信

本県では8割の子供が、読書が「好き」「どちらかという好き」と回答していることを踏まえ、子供一人一人に合った、読書に親しむ機会の充実を図るため、家庭・地域・学校等が連携し、子供の読書環境の整備充実を図ることが重要である。

## 関係資料

- ・文部科学省「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和5年3月）

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/mext\\_00072.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00072.html)



- ・宮城県教育委員会「第五次みやぎ子ども読書活動推進計画」（令和6年3月）

<https://www.pref.miyagi.jp/site/syougaijyouhou/>



- ・生涯学習情報サイト「まなびのWEB 宮城」

<https://www.manabino-miyagi.com>



## 17 環境教育

### 学習指導要領 における 位置付け

学校教育においては、従来から、児童生徒の発達段階に即して、学校教育活動全体を通じて環境教育が行われてきた。現行の学習指導要領では、社会科や理科、技術・家庭科などの関連する教科等に留まらず、教科等横断的な視点で自然環境や資源の有用性等の中で、持続可能な社会をつくる力等の資質・能力を育成することが示されている。また、国立教育政策研究所より「環境教育指導資料【幼稚園・小学校編】」（平成26年10月）と「環境教育指導資料【中学校編】」（平成28年12月）がそれぞれ発行されている。

<https://www.nier.go.jp/kaiatsu/shidousiryu.html>



### 具体的な取組

学校における環境教育を考えると、四つの留意点を挙げるができる。第一に環境教育を学校の指導計画に明確に位置付けること。第二に各教科等の関連・連携を図った指導を展開すること。第三に総合的な学習（探究）の時間において環境教育を推進すること。第四に自然環境の現状や環境問題・環境保全に関する取組について常に関心を持つとともに、環境教育を推進する上で、学校・家庭・地域の連携を積極的に進めることである。環境問題は横断的・総合的な課題であり、総合的な学習（探究）の時間においては、社会科や理科等の教科で学習した知識や技能を活用して、自然環境と環境問題についての総合的な理解と認識の上に立って主体的に判断し、よりよく問題を解決する能力を育てることが求められる。またその一方で、総合的な学習（探究）の時間で学んだ自然環境と環境問題を、各教科の学習で更に深めたり発展させたりしていくような学習展開も求められている。

指導に当たっては、児童生徒の発達段階に即して、体験的な学習や問題解決的な学習を取り入れ、児童生徒が身の回りの環境に興味・関心を持って、自ら課題を設定し、その課題解決のために主体的に学習を進められるように工夫することが肝要である。

本県には、知事が委嘱した環境教育リーダーを講師として無料で派遣する制度がある。

- ・宮城県環境情報提供ポータルサイト「みやぎ環境ウェブ」

<https://www.pref.miyagi.jp/site/kankyo-web/>



また、授業で活用できる教材として、文部科学省ホームページには、「持続可能な開発のための教育（ESD）推進のための手引」、環境省ホームページには、「環境教育に役立つ情報サイト『環境学習Station～未来を築く人を育む』」が掲載されている。

- ・文部科学省ホームページ「持続可能な開発のための教育（ESD）推進のための手引」（令和3年5月改訂版）

[https://www.mext.go.jp/content/20210528-mxt\\_koktou01-100014715\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210528-mxt_koktou01-100014715_1.pdf)



pdf

- ・環境省ホームページ 環境教育に役立つ情報サイト「環境学習Station～未来を築く人を育む」

<http://eco.env.go.jp/>



## 18 国際理解教育

### (1) 国際理解教育の概要

国際理解教育とは	国際理解教育は、世界の人々が、国を越えて理解し合い、協力し、世界平和を実現することを理念とした教育のことであり、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）が提唱したEducation for International Understandingを日本語訳したものである。なお、「国際理解教育」に関しては、「国際教育」「開発教育」「グローバル教育」「持続可能な開発のための教育（ESD）」「シチズンシップ教育」等、隣接、類似する様々な概念が存在し、時代や社会の変化とともに、対象とする範囲が広がり、内容の重複も見られる。
国際理解教育のねらい	国際理解教育は、次の法律に定められた目標の実現に向けて推進される。 <ul style="list-style-type: none"><li>○ 教育基本法第1章第2条（教育の目標）<ul style="list-style-type: none"><li>5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと</li></ul></li><li>○ 学校教育法第2章第21条（普通教育の目標）<ul style="list-style-type: none"><li>3 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと</li></ul></li></ul>
グローバル化する社会の中で求められる資質・能力	グローバル化の中で世界と向き合うことが求められている我が国においては、自国や他国の言語や文化を理解し、日本人としての美徳やよさを生かしグローバルな視野で活躍するために必要な資質・能力の育成が求められている。言語能力を高め、国語で情報を的確に捉えて考えをまとめ表現したりできるようにすることや、外国語を使って多様な人々と目的に応じたコミュニケーションを図れるようにすることが、こうした資質・能力の基盤となる。加えて、古典や歴史、芸術の学習等を通じて、日本人として大切にしてきた文化を積極的に享受し、我が国の伝統や文化を語り継承していけるようにすること、様々な国や地域について学ぶことを通じて、文化や考え方の多様性を理解し、多様な人々と協働していくことができるようにすることなどが重要である。 <p>また、世界とそこにおける我が国を広く相互的な視野で捉えながら、社会の中で自ら問題を発見し解決していくことができるようにしていくことも重要となる。国際的に共有されている持続可能な開発目標（SDGs）なども踏まえつつ、自然環境や資源の有限性、貧困、イノベーションなど、地域や地球規模の諸課題について、児童生徒一人一人が自らの課題として考え、持続可能な社会づくりにつなげていく力を育てることが求められる。</p>

### (2) 学習指導要領と国際理解教育

持続可能な社会の創り手の育成	中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善及び必要な方策等について」（平成28年12月）には、「持続可能な開発のための教育（ESD）は次期学習指導要領改訂の全体において基盤となる理念である」と記載されている。この答申に基づき改訂された学習指導要領の前文には、「持続可能
----------------	---

な社会の創り手」の育成が掲げられ、各教科等においても、関連する内容が盛り込まれた。

## 道徳教育における国際理解教育

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要である道徳科においては、「C 主として集団や社会との関わりに関すること」として小学校では「国際理解、国際親善」、中学校では「国際理解、国際貢献」が項目立てられ、次の内容について扱うこととしている。

### ○ 小学校

〔第1学年及び第2学年〕他国の人々や文化に親しむこと

〔第3学年及び第4学年〕他国の人々や文化に親しみ、関心をもつこと

〔第5学年及び第6学年〕他国の人々や文化について理解し、日本人としての自覚をもって国際親善に努めること

### ○ 中学校

世界の中の日本人としての自覚をもち、他国を尊重し、国際的視野に立って、世界の平和と人類の発展に寄与すること

※ 高等学校では、道徳教育推進上の留意事項として次のことが挙げられている。

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けること

## 総合的な学習の時間における国際理解教育

小・中学校の総合的な学習の時間、高等学校の総合的な探究の時間において、「国際理解」は「目標を実現するにふさわしい探究課題」として例示されている。さらに、小学校では、「諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりする」ことが具体的な学習活動として、小・中学校では「地域に暮らす外国人とその人たちが大切にしている文化や価値観」、高等学校では「外国人の生活者とその人たちの多様な価値観」が具体的な探究課題例として挙げられている。

### (3) 国際理解教育の推進・充実

## 方針と重点

宮城県教育委員会は「令和6年度学校教育の方針と重点」において国際理解教育の重点について、「1 ねらいを踏まえた指導計画の作成」「2 各教科等における国際理解教育」「3 国際理解教育のための研修の推進」の3点から述べている。その中で、日本語指導が必要な外国人児童生徒や海外在住期間が長い帰国子女等に対する適切な対応に向けた研修についても示されている。詳細については「方針と重点」を参照されたい。

平成17年8月、文部科学省が設置した「初等中等教育における国際教育推進検討会」は、その報告「国際社会を生きる人材を育成するために」において、国際教育を推進するための基本的視点について、次のように提案している。

- ① 国際社会を生きる人材として必要な実践的な態度・能力を育成していくため、国際教育の実践力の向上と「学びの広がり・深まり」をもたらす授業づくりを
- ② 実践事例、手法、幅広い経験や優れた知識を有する人材や組織など国際教育にかかわる資源を活用するため、共有の促進や連携のための支援体制の構築を
- ③ 海外子女教育においても「日本の教育を海外に」という視点に加え、「海外の先駆的な取組を日本の学校教育に生かす」という視点を

**各 学 校 に** 国際理解教育を充実し、その効果を最大化するためには、前述の「方針と重点」や「基  
**おける取組** 本的視点」を踏まえ、各教科等での学習や教科横断的な視点で学習の工夫・改善を図っ  
ていくとともに、カリキュラム・マネジメントを充実させることが不可欠である。

**関 係 資 料** ・中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要  
領の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月）

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1380731.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1380731.htm)



・中央教育審議会「初等中等教育における国際教育推進検討会報告－国際社会を生きる  
人材を育成するために－」（平成17年8月）

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/026/houkoku/attach/14005  
89.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/026/houkoku/attach/1400589.htm)



## 19 特別支援教育

### (1) 特別支援教育とは

**特別支援教育の理念** 特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒（以下、「子供」とする。）の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援学校や特別支援学級対象の障害だけでなく、特別な配慮や支援を必要とする子供が在籍する全ての学校及び幼稚園等において全教職員により実施されるものである。

さらに、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、インクルーシブ教育システムを構築する上で、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持つものである。

・文部科学省「特別支援教育の推進について（通知）」（平成19年4月1日）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo3/044/attach/1300904.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo3/044/attach/1300904.htm)



### (2) 特別支援教育の対象と教育の場

それぞれの場における教育

多様な学びの場とそこで行われる教育は、以下のとおりである。

幼稚園・小学校・中学校・高等学校	小学校・中学校	特別支援学校
<p>通常の学級</p> <p>在籍している特別な配慮や支援の必要な子供に対して、指導内容・方法を工夫した指導を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>通級による指導（小・中・高）</b></p> </div> <p>ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、一部障害に応じた特別の指導を受ける指導形態。障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とした領域である自立活動の内容を参考として、具体的な目標や内容を定め、指導を行う。</p> <p>言語障害 自閉症 情緒障害 弱視                      難聴 学習障害 注意欠陥多動性障害                      肢体不自由 病弱・身体虚弱                      (25文科初第756号通知)</p> <p>※宮城県では                      小・中学校：言語障害及び学習障害（LD）等の指導をする教員を配置する場合があります。                      高等学校：上記756号通知による障害種の指導をする教員を配置する場合があります。</p>	<p>特別支援学級</p> <p>小・中学校学習指導要領に沿った教育を基本とするが、実態に応じて、特別支援学校学習指導要領を参考とした特別の教育課程を編成することができる。</p> <p>知的障害                      肢体不自由                      病弱・身体虚弱                      弱視                      難聴                      言語障害                      自閉症・情緒障害                      (25文科初第756号通知)</p> <p>※宮城県では、現在、言語障害対象の特別支援学級を設置している学校はありません。</p>	<p>障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育をきめ細かく行う。知的障害者である子供に対しては、知的障害特別支援学校の各教科等及び内容による教育を行うこと、それ以外の障害のある子供には通常の学校の各教科等の目標及び内容による準ずる教育を行うことが示されている。</p> <p>視覚障害                      聴覚障害                      知的障害                      肢体不自由                      病弱                      (身体虚弱を含む)                      (学校教育法施行令第22条の3)</p>

就学支援

障害のある子供の教育に当たっては、その障害の状態等に応じて、可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立って、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場についての共通認識も含めて支援を行う。就学先の

決定に当たっては、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備状況、本人・保護者の意見、専門家の意見等を踏まえて、市町村教育委員会が総合的に判断する。

・宮城県教育委員会「就学支援の手引き（最新版）」

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tokusi/syugakusien-tebiki.html>



### (3) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用と、学習活動の充実

<b>実態把握</b>	在籍する子供の実態把握に努め、特別な配慮や支援を必要とする子供の存在や状態を的確に捉える。特に幼稚園、小学校においては、発達障害等の障害は早期発見・早期支援が重要であることに留意し、保護者の理解と協力を得て、早期から必要な支援を着実に行うよう努める。
<b>個別の教育支援計画</b>	特別支援学校、特別支援学級、通級による指導では、障害のある子供一人一人のニーズを正確に把握し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含め、本人及び保護者の積極的な参画により作成し、これを活用する。本人及び保護者と合意形成の上で、合理的配慮についても明記する。活用にあたっては、本人及び保護者の了解の下、関係機関との引継ぎを確実に行うことが必要である。 通常の学級に在籍する特別な配慮や支援を必要とする子供などについても、個別の教育支援計画を作成し、積極的に活用することが大切である。
<b>個別の指導計画</b>	「個別の教育支援計画」等を踏まえて、より具体的に子供一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容、方法等を盛り込んだ指導計画を作成し、それに基づいた指導を行う。適切な評価を行い、柔軟な指導の改善を図る。学年間だけでなく、転学や進学の際には、学校間、異校種間での引継ぎを確実に行う。 ・教育課程部会特別支援教育部会資料7「『個別の指導計画』と『個別の教育支援計画』について」（平成27年11月）
<b>学習活動の充実</b>	特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の対象となる子供が、各教科等において育成を目指す資質・能力を育むためには、学習の下支えとなる自立活動の充実が必要不可欠である。指導内容については、社会生活上必要とされるスキルを身に付ける学習や、感情をコントロールする学習、自分自身の認知特性と適切な対応を学ぶ学習など、特別支援学校学習指導要領の自立活動の内容を参考にし、個々の課題に応じた適切な内容を個別の指導計画に位置付ける。
<b>進路指導</b>	宮城県が推進している「志教育」の視点に立ち、将来の自立と社会参加に向け、小・中・高等学校等の発達段階に応じた系統的な指導・支援を進めていく。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/063/siryo/\\_icsFiles/afieldfile/2015/12/07/1364742\\_04.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/063/siryo/_icsFiles/afieldfile/2015/12/07/1364742_04.pdf)



### (4) 体制の整備と必要な取組

<b>体制の整備</b>	校（園）長は、全校的な支援体制を確立するため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置し、発達障害を含む障害のある子供の実態把握や支援方策の検討等を行う。また、校（園）長は、特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付
--------------	--

ける。特別支援教育コーディネーターの主な役割は、特別支援教育の推進のために、担任への支援、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、専門家チームや巡回相談員との連携、保護者からの相談窓口を担う。

### センター的 機能の充実と 活用

特別支援学校は、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能を充実させるとともに、特に、幼稚園、保育所等、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある子供のための「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成などへの助言も含め、その支援に努める必要がある。また、学習指導要領において、各学校は、特別支援学校等の助言又は援助を活用することが示されている。

## (5) 共生社会・共に学ぶ教育

### 共生社会

我が国は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指している。そのためには、障害のある人と障害のない人が互いに理解し合うことが不可欠であり、障害のある子供が、障害のない子供や地域社会の人たちと触れ合い、共に活動する機会が大切であることから、学習指導要領の総則において交流及び共同学習を推進している。

### 共に学ぶ教育

宮城県では、「宮城県特別支援教育将来構想」を策定し、その中で「共に学ぶ教育推進モデル事業」を実施し、共生社会の実現を目指している。

### 交流及び共同 学習の推進

交流及び共同学習は、障害のある子供の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っている。また、障害のない子供が障害のある子供とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。小・中学校では通常の学級と特別支援学級との活動、特別支援学校では小・中・高等学校等との活動、地域の人々との活動、居住地の小・中学校との活動などがある。授業や行事等で共に活動するほか、手紙や作品等を通じた間接的な方法もある。

### 合理的配慮

一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて、設置者・学校と本人・保護者による合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を「個別の教育支援計画」に明記することが重要である。

・中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）（平成24年7月）

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321668.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321668.htm)



・宮城県教育委員会「宮城県特別支援教育将来構想」

[https://www.pref.miyagi.jp/documents/26856/318125\\_403535\\_misc.pdf](https://www.pref.miyagi.jp/documents/26856/318125_403535_misc.pdf)



## 20 情報教育

### 情報教育とは

情報教育とは、情報手段を効果的に活用して多様な情報を結び付けたり、情報を共有して協働的に作業したりすることで、新たな知識や情報の創造・発信や問題の解決につなげていくといった、児童生徒の「情報活用能力」を育成することである。

情報活用能力の育成に関する指導は、児童生徒の発達の段階に応じ、情報に関する教科等のみではなく、学校教育活動全体を通じて、計画的、組織的に進めて実現するものである。

### 情報活用能力の育成

学習指導要領では、「各学校においては児童（生徒）の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする」と明記され、情報活用能力は学習の基盤となる資質・能力の一つとして位置付けられた。

この情報活用能力の定義については、平成28年12月に出された中央教育審議会答申において、「世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉えて把握し、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力」と新たに定義された。情報や情報手段を主体的に選択し活用する、情報技術の基本的な操作、プログラミング的思考や情報モラル等を含む資質・能力である。加えて、同答申では、各教科等において育むことを目指す資質・能力と同様に、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱によって捉えていくことが提言され、次のように整理された。

#### ○ 知識及び技能（何を理解しているか、何ができるか）

情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、技術に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について、情報の科学的な理解に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能を身に付けていること。

#### ○ 思考力、判断力、表現力等（理解していること、できることをどう使うか）

様々な事象を情報とその結びつきの視点から捉え、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力や問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を身に付けていること。

#### ○ 学びに向かう力、人間性等（どのように社会・世界と関わりよりよい人生を送るか）

情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けていること。

#### ・ 文部科学省「教育の情報化に関する手引き」

「教育の情報化の手引き-追補版-（令和2年6月）」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/mext\\_00117.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html)



### 情報モラル教育の充実

学習指導要領解説総則編では、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度」を「情報モラル」と定め、「他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解することなどである。」と具体的に明記されている。

情報モラルは、「情報社会に参画する態度」の重要な柱であり、情報モラルに関する指導では、情報化の「影」の部分を理解するだけではなく、情報社会やネットワークの

特性を理解するとともに、一人一人が社会に対して情報を受け取るだけでなく発信する責任があることを指導していくことが重要である。

また、情報モラルに関する指導は、学校教育全体で取り組むこととされており、各教科等の指導においても情報機器類を用いる場面等において情報モラルを指導する場面を設定し、計画的に指導することが望ましい。各教科等の特性を生かしながら、その場に応じて必要な情報モラルの指導を行うことは大変効果的である。そのためにも教員がまず、情報社会の現状と児童生徒の利用状況を正確に把握し、有効な教材等の選定を行うとともに、児童生徒が加害者にも被害者にもならないよう、法令等の基礎的な知識についても理解を深める必要がある。そして、情報機器類やインターネットの適切な使い方やルールやマナーについて、地域や家庭と共有できる認識を持ち、問題を未然に防ぐ取組だけではなく、情報や情報技術の特性についての理解に基づく情報モラルを身に付けさせ、将来の新たな機器やサービス、あるいは危険の出現にも適切に対応できるように進めていかなければならない。

- ・宮城県教育委員会「1人1台時代の『メディアとのつきあい方』ガイドブック（小・中学校指導資料）」（令和6年2月）

[https://www.pref.miyagi.jp/site/gikyoku-gak/media\\_guide.html](https://www.pref.miyagi.jp/site/gikyoku-gak/media_guide.html)



## プログラミング教育の充実

学習指導要領において、小学校では、各教科等の特質に応じて「児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動」を計画的に実施することが明記された。

また、中学校技術・家庭科の技術分野では、「小学校におけるプログラミング教育の成果を生かし、発展させるという視点から、従前からの計測・制御に加えて、双方向性のあるコンテンツに関するプログラミングや、ネットワークやデータを活用して処理するプログラミングも題材として扱うことが考えられる。その際、情報セキュリティ等についても充実する。」ことが示された。

高等学校では、共通必修科目「情報Ⅰ」を新設し、「プログラミング、モデル化とシミュレーション、ネットワーク（関連して情報セキュリティを扱う）とデータベースの基礎といった基本的な情報技術と情報を扱う方法とを扱うとともに、コンテンツの制作・発信の基礎となる情報デザインを扱い、更に、この科目の導入として、情報モラルを身に付けさせ情報社会と人間との関わりについても考えさせる」ことが明記された。

文部科学省では、GIGAスクール構想について、以下のように示している。

- ・1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する。
- ・これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す。

また、「学び」への活用として、「『すぐにでも』『どの教科でも』『誰でも』使えるICT」「『1人1台』を活用して、教科の学びを深める。教科の学びの本質に迫る。」「『1人1台』を活用して、教科の学びをつなぐ。社会課題の解決に生かす。」の3項目のそれぞれに活用例が示されている。

- ・文部科学省「GIGAスクール構想について」  
「『学校における1人1台端末環境』公式プロモーション動画」  
「（リーフレット）GIGAスクール構想の実現へ」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/other/index\\_0001111.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_0001111.htm)



## G I G A スクール構想

## StuDX Style

文部科学省の特設ウェブサイト「StuDX Style」では、1人1台端末の更なる利活用の促進に向けて、全国の学校や自治体から提供された端末の活用方法に関する優良事例等が数多く紹介されている。具体的には、活用のはじめの一歩となる「慣れるつながる活用」、各教科等の学習に生かす「各教科等での活用」の事例が紹介されているとともに、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていく「STEAM教育等の教科等横断的な学習」の取組事例もあわせて掲載されている。

これらの活用例を参考とし、日々の授業実践の中で1人1台端末を活用した学習活動の一層の充実と主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図ることが重要である。

・文部科学省「StuDX Style」

<https://www.mext.go.jp/studxstyle/>



## 各教科等におけるICTの活用とプログラミング教育の充実

学習指導要領等を踏まえて、宮城県教育委員会「令和6年度 学校教育の方針と重点」では、各教科等におけるICTの活用とプログラミング教育の充実について、以下の6点にまとめている。

- ・小学校では、児童が情報手段に慣れ親しむとともに、適切に活用しながら学習活動が展開できるよう工夫する。
  - ・中学校・高等学校では、生徒が情報手段を活用し、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達する能力等を育む学習活動の充実に努める。
  - ・高等学校では、共通必修科目「情報Ⅰ」の指導の充実に努める。
  - ・各教科等の特質や学習過程を踏まえ、1人1台端末やクラウド環境等を最大限活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に努めることで、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげる。
  - ・小学校プログラミング教育の必修化を含め、小・中・高等学校を通じてプログラミング教育を充実させる。
  - ・個人情報保護、児童生徒の健全な発達を阻害する不適切な情報、著作権の侵害（いわゆる有害情報やSNSを介したネットトラブル）等に対応した情報モラルの指導の充実に努める（みやぎSNSナビゲーションや情報活用ノート、「1人1台時代の『メディアとのつきあい方』ガイドブック」の活用など）。
- ・宮城県ホームページ「学校教育の方針と重点」

<https://www.pref.miyagi.jp/site/gikyou-syousai/ghj.html>



## 教育DXの一層の推進～1人1台端末活用の日常化に向けて～

教育DXの推進は、第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）において、「横断的な視点」の一つとして位置付けられている。

・宮城県ホームページ「第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）」

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyou-kikaku/kihonkikaku-top.html>



## 21 福祉教育

<b>福祉教育とは</b>	福祉教育とは、福祉の心、福祉の理解、福祉の実践の調和を図り、その実践意欲と態度の育成を目指す教育を意味する。憲法25条では「生存権の保障」を基盤とし、その上で、憲法13条「幸福追求権」の実現を目指している。福祉は、人間社会で「よりよく生きる」とはどういうことかを問うことであり、全ての人に関わるものである。社会的な支援を求める特定の人のためにあるもの、と限定的に捉えることのないよう留意する必要がある。
<b>福祉教育の目標</b>	福祉教育の目標は「人間尊重の精神を基盤として、福祉社会の形成者として必要な資質の基礎を養い、人間性豊かな児童生徒の育成を目指す」ことであり、そのためには、 <ul style="list-style-type: none"><li>・「福祉にかかわる心情の深化」（福祉の心）</li><li>・「福祉に対する理解や関心の高揚」（福祉の理解）</li><li>・「福祉の心を実践する態度の育成」（福祉の実践）</li></ul> を基本として育成することが大切である。
<b>福祉教育の推進</b>	福祉教育が学校の教育活動全体を通して組織的・継続的に推進されるよう、学校の実態や児童生徒の発達の段階を踏まえ、明確な目標や指導方針を設定した全体計画を作成する。また、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間及び特別活動との関連を大切にした年間指導計画を作成する。さらに、福祉教育が全職員の共通理解のもと、意図的・計画的に行われ、福祉教育のねらいが達成されるよう、学校の実態に応じた校内研修体制を確立し、その推進に努めなければならない。
<b>「共に生きる」福祉の心を育てる指導の充実のために</b>	福祉の心を育てる指導の充実のために、次の点に配慮する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・各教科の指導においては、福祉教育との関連を明確にし、学習活動の効果的な展開や教材の工夫・開発に努める。</li><li>・道徳科の指導においては、「人との関わり」「思いやり」や人間愛等の内容項目を重視する。</li><li>・特別活動や総合的な学習（探究）の時間との関連を図りながら、社会福祉施設との交流学习やボランティア活動など、学校や地域の実態、児童生徒の発達の段階に応じた体験活動を積極的に推進する。</li></ul>
<b>家庭や地域との連携</b>	家庭や地域との連携を図りながら、発達の段階に応じた具体的な体験活動を通して、協力・奉仕する態度や、福祉に関する問題を解決する実践力を組織的・継続的に育成する体制を構築することが求められる。

## 22 人権教育

**人権教育とは** 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）において、人権教育は、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（第2条）と定義されている。人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など、様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育である。生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ実施することが必要であり、人権教育を通して、様々な偏見や差別をなくし、異文化や多様性を理解し、互いによりよく生きようとする「共生の心」を育成することが求められる。

**学校における人権教育の目標** 各学校において人権教育に取り組む際は、人権に関わる概念や人権教育が目指すものについて明確にし、教職員がこれを十分に理解した上で、組織的・計画的に取り組を進めることが大切である。人権尊重の理念は、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」である。発達段階に応じて、児童生徒一人一人が人権の意義・内容や重要性を理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることである。各学校においては、このような考え方を基本としつつ、児童生徒や学校の実態等に応じて人権教育によって達成しようとする具体的な目標を設定し、主体的に取り組を進めるよう留意する必要がある。

**指導計画の作成と指導の充実** 人権教育が学校として組織的・系統的に推進されるよう、児童生徒の実態や発達段階を踏まえ、明確な目標や指導指針を設定した全体計画を作成するとともに、その取組の点検・評価に努めなければならない。人権についての「知的理解」を深化し、「人権感覚」を十分身に付けるため、各教科等との関連を図った指導計画を作成する。また、教職員による厳しさと優しさを兼ね備えた指導と、全ての教職員の意識的な参画、児童生徒の主体的な取組を促進し、人権が尊重される学校教育を実現・維持するための環境整備に取り組むことも大切である。こうした基盤の上に、児童生徒間の望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養う学習活動を展開していくことが求められる。

人権教育は全ての教育の基本となるものであり、各学校においては、児童生徒の発達段階に応じ、教育活動全体を通じて創意工夫してこれに取り組まなければならない。そのため、人権教育を推進するには、人権教育に関わる研修の位置付けを明確化して取り組むことが大変重要である。

**校内研修等の充実** 各学校において人権教育を進めるに当たっては、まず、教職員自身が人権尊重の理念を十分認識し、学習教材の理解、授業研究等による効果的な教授方法の開発、家庭・地域及び異校種間、関係諸機関と連携・協力するなど多面的な取組が求められる。また、教職員が教科等の授業を行うに当たっても、児童生徒に対する人権上の配慮事項については、十分な理解と適切な対応が求められる。

各学校においては、これらのことを踏まえ、人権問題に関する基本的な知識と感覚、意識、態度等を養う研修を繰り返し実施していく必要がある。

・文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm)



## 23 ふるさと教育

**ふるさと教育とは** ふるさと教育とは、学校教育活動全体を通して、郷土愛、自然愛を育むとともに、郷土の発展に寄与しようとする心情と態度を育てる教育であり、志教育との関連を図りながら推進していく必要がある。また、地域及び幼児や児童生徒の実態、園・学校の教育目標を踏まえて全体計画を作成し、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間及び特別活動等、園・学校の教育活動全体において、相互の関連を図るよう努める必要がある。

**ふるさと教育の目標** ふるさと教育の目標として、「令和6年度学校教育の方針と重点」では、以下の5点が挙げられている。

- ① 郷土の人々の生活や歴史、先人の業績や伝統を理解させるとともに、郷土の発展に寄与する心情と態度の育成を図る。
- ② 郷土の自然を愛し、その保全に努め、住みよい生活環境を築こうとする心情と態度の育成を図る。
- ③ 郷土の芸能に親しみ、その保護、伝承、発展に努めるとともに、自らも芸術文化を創造しようとする心情と態度の育成を図る。
- ④ 地震や台風等による災害からの復興を目指す郷土をこれからも大切にしていこうとする心情と態度の育成を図る。
- ⑤ 「みやぎの先人集『未来への架け橋』（第1集・第2集）」等の積極的な活用に努める。

**各校種に応じたふるさと教育の推進** 【幼稚園等】  
地域の人々との関わりや、地域の自然や文化に親しむ活動を積極的に取り入れ、身近な地域に対する愛着心を育む。

【小・中学校】  
地域の自然や歴史、文化、社会等を教材とした学習活動を進め、地域への興味・関心を高めるとともに、理解を深め、地域に対する愛情を育み、発展に寄与しようとする心情と態度を育てる。

【高等学校】  
郷土を歴史と伝承によって築かれた生きがいのある人間生活の場と捉え、自らも「新しいふるさと」を積極的に創造していこうとする態度を養う。

**関係資料** ・宮城県教育委員会「みやぎの先人集『未来への架け橋』」  
<https://www.pref.miyagi.jp/site/gikyou-kkz/mkk-senjinsyu.html>



・宮城県教育委員会「みやぎの先人集 第2集『未来への架け橋』」  
<https://www.pref.miyagi.jp/site/gikyou-kkz/mkk-senjinsyu2.html>



## 24 キャリア教育

### (1) キャリア教育の定義と目的

#### キャリア教育とは

キャリア教育とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア教育を促す教育」（平成23年1月中央教育審議会答申、以下、中教審答申。）であり、児童生徒が「生きる力」を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人として自立していくことができるようにする教育である。

ここで示す「キャリア」とは、人が、生涯の中で、職業人、家庭人、地域社会の一員等、様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値と自分の役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ねを意味する。このキャリアは、ある年齢に達すると自然に獲得されるものではなく、子供・若者の発達の段階や発達課題の達成と深く関わりながら段階を追って発達していくものである。人が、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを「キャリア発達」といい、発達を促すには、外部からの組織的・体系的な働きかけが不可欠となる。単に、職場体験活動や社会人講話など、職業に関する理解を目的とした活動や、社会への接続を考慮せず、次の学校段階への進学のみを見据えた指導のみを行っても、それはキャリア教育を行ったとはいえない。学校・学科の特性や児童生徒の実態を十分に踏まえ、社会人・職業人として自立していくために必要な基盤となる能力や態度を育成することを通じて、一人一人の発達を促す教育が「キャリア教育」である。

### (2) キャリア教育で育成すべき力ー「基礎的・汎用的能力」ー

#### 基礎的・汎用的能力が提唱されるまで

キャリア教育によって育成を目指す「基礎的・汎用的能力」は、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（中教審答申）で提唱されたものである。この前身となるのが、「キャリア発達に関わる諸能力（例）」（4領域8能力）であり、「4領域8能力」は、多くの学校でキャリア教育の基盤として活用されてきた。しかし、高等学校までの想定で、生涯を通じて育成されるという観点が薄いこと、提示されている能力は例示にも関わらず、学校現場では固定的にとらえ、領域や能力の説明について十分に理解されないまま、能力等の名称の語感や印象に依拠した実践が散見されるなどの課題が指摘されてきた。これらの問題を克服するために、改めて分析を加え、「分野や職種に関わらず、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力」として、界から提示された様々な力を参考としつつ、包括的な能力概念として「基礎的・汎用的能力」が開発された。

#### 基礎的・汎用的能力とは

「基礎的・汎用的能力」は、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の四つの能力によって構成される。これらの能力は、それぞれが独立したものではなく、相互に関連・依存した関係にあり、特に順序があるものではない。また、これらの能力を全ての者が同じ程度あるいは均一に身に付けることを求めるものではなく、これらの能力をどのようなまとまりで、どの程度身に付けさせるかは、学校や地域の特色等や学校の課題を踏まえて、各学校において工夫された教育を通じて達成することが望まれる。

### ＜基礎的・汎用的能力を構成する四つの能力＞

<b>人間関係形成・社会形成能力</b> 社会との関わりの中で生活し仕事をしていく上で、 基礎となる能力	<b>自己理解・自己管理能力</b> 「やればできる」と考えて行動できる力、自らの思 考や感情を律する力、自らを研さんする力
多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力。 【具体的要素】他者の個性を理解する力、他者に働きかける力、コミュニケーション・スキル、チームワーク、リーダーシップ等	自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力。 【具体的要素】自己の役割の理解、前向きに考える力、自己の動機付け、忍耐力、ストレスマネジメント、主体的行動等
<b>課題対応能力</b> 従来の考え方や方法にとらわれずに物事を前に進 むていくために必要な力	<b>キャリアプランニング能力</b> 社会人・職業人として生活していくために、生涯にわた って必要となる能力
仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力。自らが行うべきことに意欲的に取り組む上で必要なもの。 【具体的要素】情報の理解・選択・処理等、本質の理解、原因の追究、課題発見、計画立案、実行力、評価・改善等	「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力。 【具体的要素】学ぶこと・働くことの意義や役割の理解、多様性の理解、将来設計、選択、行動と改善等

#### 基礎的・汎用的能力に基づくキャリア教育の方向性

基礎的・汎用的能力は「4領域8能力」を全て包括するものであることから、これからのキャリア教育の実践に当たっては、これまで各学校における実践の基盤となっていた「4領域8能力」を継承し、各界で提唱された様々な能力との整合を図りつつ、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力であることを正しく理解する必要がある。また、同時に、基礎的・汎用的能力は、「4領域8能力」と同様に、学校や地域の特色、児童生徒の発達の段階に即し、学校がそれぞれの課題を踏まえて具体の能力を設定し、工夫された教育を通じて達成するための参考として活用されるべきものである。各学校においては、これまでの実践の蓄積を生かしつつ、基礎的・汎用的能力を基盤とする実践を行うことが求められている。

### (3) 学習指導要領におけるキャリア教育と中核となる時間・活動

#### 学習指導要領におけるキャリア教育

小学校及び中学校学習指導要領（平成29年3月告示）、高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）（以下、学習指導要領）の総則には改めて「キャリア教育」という言葉を用いてその充実を図ることが明示された。総則に明示されたことによって、キャリア教育が、特定の教科・科目等ではなく、教育課程全体に係るものであり、教育課程全体を通じて必要な資質・能力の育成を図る取組が求められている。

#### キャリア教育の中核となる時間

学習指導要領の総則には、「特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図る」ことが明示され、キャリア教育を学校全体で行うことという前提の基、自らのキャリアやこれからの学びや生き方を見通し、これまでの活動を振り返るなど、教育活動全体の取組をキャリア形成につなげていくための中核的な時間として、特別活動が位置づけられている。

## キャリア教育 の中核となる 活動

学習指導要領には繰り返し「見通しを立て、振り返る」という活動が記され、その重要性が示されている。「見通しを立て、振り返る」ことは、授業改善の視点、特に新たな学習や生活への意欲につながり手立ての一つであり、「見通し、振り返り」と「学びとキャリア形成の関連付け」によって、次の学びへの動機付けにつながるができる。

また、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりできるようにすることが、これからの評価にも求められている。

### (4) 「キャリア・パスポート」について

## キャリア・ パスポート とは

「キャリア・パスポート」とは、小学校から高等学校までの特別活動をはじめとしたキャリア教育に関わる活動について、学びのプロセスを記述し振り返るポートフォリオ的な教材であり、令和2年4月よりすべての小学校、中学校、高等学校で実施されたものである。学習指導要領に示された「生徒が活動を記録し蓄積する教材等」であり、その活用が期待されている。児童生徒が自分の良さや可能性を認識できるようにするための一つの活動が「見通しを立てる、振り返る」であり、そのツールとして提案されたのが「キャリア・パスポート」である。

## キャリア・ パスポート の 内 容

「キャリア・パスポート」の内容は、以下のように整理される。

- ① 児童生徒自らが記録し、学期、学年、入学から卒業までの学習を見通し、振り返るもとともに、将来への展望が図ることができるものとする
- ② 学校生活全体及び家庭、地域における学びを含む内容とする
- ③ 学校、校種を越えて持ち上ることができるものとする
- ④ 大人（家族や教師、地域住民等）が対話的に関わることができるものとする
- ⑤ 詳しい説明がなくても児童生徒が記述できるものとする
- ⑥ 学級活動・ホームルーム活動で「キャリア・パスポート」を取り扱う場合にはその内容及び実施時間数にふさわしいものにする
- ⑦ カスタマイズする際には、保護者や地域などの多様な意見も参考にする
- ⑧ 通常の学級に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒については、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達段階等に応じて指導すること。また、生涯のある児童生徒の将来の進路については、幅広い可能性があることから、指導者が障害者雇用を含めた障害のある人の就労について理解するとともに、必要に応じて、労働部局や福祉部局と連携して取り組むこと
- ⑨ 特別支援学校においては、個別の教育支援計画や個別の指導計画等により「キャリア・パスポート」の目的に迫ることができると考えられる場合には、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達段階等に応じた取組や適切な内容とする

## 関係資料

・文部科学省「キャリア・パスポート」例示資料等  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/career/detail/1419917.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/detail/1419917.htm)



・文部科学省「キャリア・パスポート」Q&A  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/career/detail/1419917\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/detail/1419917_00001.htm)



## 25 男女共同参画社会

### 男女共同参画とは

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、かつ、共に責任を担うべきことをいう」（宮城県男女共同参画推進条例第2条より）

### 宮城県男女共同参画推進条例の基本理念

- ① 男女共同参画の推進は、男女が平等に個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別によっていかなる差別的な扱いも受けないこと、あらゆる分野において男女が共に個人としての能力を均等に発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることなどを旨として、行われなければならない。
- ② 男女共同参画の推進に当たっては、固定的な性別役割分担意識に基づく制度又は慣習その他の社会的制約が、男女の主体的で自由な活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- ③ 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と社会生活における諸活動に積極的かつ平等に参加し、両立できることを旨として、行われなければならない。
- ④ 男女共同参画の推進は、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- ⑤ 男女共同参画の推進は、配偶者間その他の男女間におけるあらゆる暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。以下同じ。）の根絶を旨として、行われなければならない。
- ⑥ 男女共同参画の推進は、国際社会の目指すべき理想の一つであることにかんがみ、広く世界に向けた視野に立って積極的に行われなければならない。

### 宮城県男女共同参画基本計画（第4次）では

男女共同参画を実現するために、社会全体、家庭、学校教育、職場、農林水産業・商工自営業、地域及び防災・復興の分野に分け、分野毎に現状及び課題を分析し、目指すべき目標を掲げ、並びに施策の方向と具体的な施策の項目を示している。

#### 【計画の体系】

男女共同参画の推進に関する施策	
男女共同参画の推進に関する施策の方向	
1	社会全体における男女共同参画の実現 —女性の活躍を推進するために—
	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進
	(2) 男女共同参画に関する普及啓発の充実
	(3) 男性及び若い世代に向けた普及啓発の推進
	(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
	(5) 多様な困難を抱える女性や若い世代への支援
	(6) 調査・研究及び情報の収集・提供の充実
	(7) 相談体制の整備・強化
2	家庭における男女共同参画の実現 —男性の家事・育児・介護への更なる参画—
	(1) 共に築く家庭生活への支援
	(2) 育児及び介護に関する社会的支援の充実
	(3) DV（配偶者等からの暴力）の根絶
	(4) 人生100年時代に向けた心と体の健康づくりへの支援

3	学校教育における男女共同参画の実現 —共生と自立をめざして—
	(1) 男女共同参画に関する理解の促進
	(2) キャリア教育の推進と人材育成
	(3) 健康のための教育の推進
4	職場における男女共同参画の実現 —男女が共に学び・活躍し続けるために—
	(1) 職場における女性の参画の促進
	(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
	(3) 職業能力開発及び学び直しの支援
5	農林水産業・商工自営業における男女共同参画の実現 —女性の地位や権限の確立をめざして—
	(1) 経営や方針決定過程への女性の参画促進
	(2) 起業・事業承継への支援の充実
6	地域における男女共同参画の実現 —多様な主体との連携・学び合い—
	(1) 市町村における男女共同参画の推進の支援
	(2) 地域活動における男女共同参画の促進
	(3) 高齢者、障害者、単身者等の自立支援
	(4) 国際的な視野及び「多文化共生」の視点の確立
7	防災・復興における男女共同参画の実現 —平常時から備える多様な視点—
	(1) 地域防災計画の策定など、意思決定の場における女性の参画の推進
	(2) 男女共同参画や多様な視点での防災意識の啓発及び安全・安心な暮らしの確保
	(3) 地域における防災・復興の担い手としての女性の力の活用

(参考) 宮城県男女共同参画基本計画（第4次）抜粋（抄）

3	学校教育における男女共同参画の実現 —共生と自立をめざして—
	<b>【基本目標】</b>
	学校教育が人間の意識及び価値観の形成に果たす役割は大きいことから、学校教育の場で人権の尊重を基盤とし、男女共同参画に関する理解を促進していくよう努めます。また、変化する社会経済情勢及び労働環境に対応することにより、適切な進路又は職業を選択することができるような情報提供・意識の啓発を推進します。
	※ 男女共同参画の理解促進のためには、固定的役割分担意識や、アンコンシャス・バイアスの解消が重要となります。
	<b>【男女共同参画の推進に関する施策の方向】</b>
	(1) 男女共同参画に関する理解の促進
	学校教育において、人権及び男女共同参画に関する意識を高め、かつ、自立の意識を育む学習の一層の充実を図ります。また、多様な人とのかかわりを重視した学習の充実を推進することにより、自己理解や他者理解を深化させ、よりよい人間関係を築く力を養います。さらに、教職員、保護者等の男女共同参画に関する理解を深める意識の啓発等の取組を促進します。
	(2) キャリア教育の推進と人材育成
	性別にかかわらず、将来、「社会人・職業人」として自立する上で必要な能力及び態度を育みます。また、自己の適性等を理解し、主体的に進路を選択する能力及び態度を育成する取組について各学校等を通じて進めます。また、県内大学等と連携し、次代を担うリーダーとなり得る人材を育成するとともに、女性の少ない専門分野（科学技術等）の発展に女性が寄与できるよう参画を推進します。
	(3) 健康のための教育の推進
	児童・生徒の様々な心身の問題に対応するため、学校における健康のための教

育の充実を図るとともに、児童・生徒がそれぞれの健康及び性に関する正しい知識及び情報を身に付けられるよう、発達段階に配慮しながら取り組んでいきます。また、性的指向・性自認に関する悩みを抱える児童・生徒に対し、適切かつきめ細やかな対応を行うとともに、他の児童・生徒に対しても理解を促すなど、安全で安心な教育環境の実現に努めます。

## 男女共同参画 の 動 き

1975(昭和 50)	(国連) 国際婦人年世界会議「世界行動計画」採択
1977(52)	(国) 「国内行動計画」の策定
1979(54)	(国連) 「女性差別撤廃条約」採択
1985(60)	(国連) 「女性差別撤廃条約」(1979)の批准 (国) 「男女雇用機会均等法」の公布 (国) 国籍法の改正
1987(62)	(国) 「西暦 2000 年にむけての新国内行動計画」の制定
1991(平成 3)	(国) 「育児休業法」の制定
1995(7)	(国連) 第 4 回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択
1996(8)	(国) 「男女共同参画 2000 年プラン」の策定
1999(11)	(国) 「男女共同参画社会基本法」の公布・施行
2000(12)	(国) 「男女共同参画基本計画」閣議決定
2001(13)	(県) 「宮城県男女共同参画推進条例」の制定 (国) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」 の施行
2003(15)	(県) 「宮城県男女共同参画基本計画」の策定
2005(17)	(国) 「男女共同参画基本計画(第 2 次)」閣議決定
2010(22)	(国) 「男女共同参画基本計画(第 3 次)」閣議決定
2011(23)	(県) 「宮城県男女共同参画基本計画(第 2 次)」の策定
2015(27)	(国) 「男女共同参画基本計画(第 4 次)」閣議決定
2017(29)	(県) 「宮城県男女共同参画基本計画(第 3 次)」の策定
2020(令和 2)	(国) 「男女共同参画基本計画(第 5 次)」閣議決定
2021(3)	(県) 「宮城県男女共同参画基本計画(第 4 次)」の策定